

タイの地方自治

～第1編 概要・地方行政体制・実例編～



一般財団法人

自治体国際化協会

はじめに

タイ王国（Kingdom of Thailand。以下単に「タイ」という。）は、インドシナ半島の中央部・東南アジアの西部に位置し、北部から西部にかけてはミャンマー、北東部はラオス、東南部はカンボジア、南部はマレーシアと国境を接し、面積は 513,120 km²で日本の約 1.4 倍である。人口は、日本の約半分の 6,841 万人である（2017 年）。

タイの政治体制は、国王を元首とした立憲君主制の国家である。

タイの情勢に目を向けると、2006 年、軍によるクーデターによりタクシン政権が終焉^{えん}し、アピシット（反タクシン派）政権となった。その後、2011 年にはインラック（親タクシン派）政権が選挙により発足したが、2014 年、軍によるクーデターが再度発生するなど、不安定な情勢の中、バンコク都内のデモ拠点では、銃撃によって死傷者が発生し、緊張が高まった。同年 5 月 20 日、プラユット陸軍司令官は全国に戒厳令¹を発令した。対立する陣営を集めた対話が軍主導で行われたが妥協に至らず、同月 22 日、軍を中心とする「国家平和秩序維持評議会（NCPO）」が全統治権の掌握を宣言した（軍事政権による暫定統治²）。その後、2016 年 8 月に実施された国民投票により新憲法案が可決された（2017 年 4 月に新憲法発布。以下「2017 年新憲法」という。）。情勢は比較的安定しているように見えるが、現在も軍事政権下にあり、常に予断を許さない状況にある。

日本とタイの関係においては、1887 年 9 月 26 日に国交が樹立して以降、人的交流の拡大、経済関係の強化等益々緊密度を増している。2017 年 9 月には日・タイ修好 130 周年を迎えた。タイ人の対日関心は高く、日本食のみならずアニメ、漫画、映画等の日本のポップカルチャーも広く浸透している。また、2013 年 7 月に日本がビザ免除措置³を実施して以来、日本を訪れるタイ人の数は増加し 2016 年の訪日タイ人の数は約 90 万人⁴に達している。このような状況から近年、日本の地方自治体のタイに対する関心は年々高まっている。

本稿は、日本の地方自治体を始め、関係者の皆様がタイの地方行政制度を理解する上で必要となり得る事項を簡潔にまとめた。今後タイとの交流を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくと共に、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

なお、本稿作成に当たっては、タイ内務省、バンコク都、パッタヤ市、スコートタイ県自治体、シーサケート県自治体、シーサケート県、シーサケート市及びノンオータムボン自治体の方々から実際の実務のお話を聞かせていただいた。

この場を借りて心から謝意を表したい。

平成 31 年 1 月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

目次

概 要

第 1 章	タイの概要	5
第 1 節	一般的事項	5
第 2 節	基本情報	5
1	国旗・国歌	5
2	地理	6
3	気候	6
4	人口	7
5	民族・宗教・言語	9
6	国の統治機構	9
第 2 章	地方行政体制	11
第 1 節	行政体制の概観及び歴史	11
第 2 節	中央行政 (Central Administration)	14
1	中央行政 (Central Administration) 概要	14
2	内務省 (Ministry of Interior)	14
第 3 節	国による地方行政 (Provincial Administration) の体制	21
1	県 (チャンワット)	22
2	郡 (アンプー)	22
3	行政区 (タムボン)	23
4	村 (ムーバーン)	23
第 4 節	地方自治行政	23
1	一般地方自治体	24
2	特別地方自治体	36
第 3 章	地方自治体の実例	37
第 1 節	バンコク都 (特別地方自治体)	37
1	執行機関	39
2	議会	39
3	歴史	39
4	担当事務	40
5	その他	40
第 2 節	パッタヤ市 (特別地方自治体)	41
1	執行機関	42
2	議会	42
3	歴史	42
第 3 節	スコータイ県自治体	43
1	執行機関	44
2	議会	44

3	スコータイ県自治体内の行政機関数	45
第4節	シーサケート県自治体及びシーサケート県	46
1	シーサケート県自治体	46
2	シーサケート県	48
3	県（チャンワット）から見た県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）〈シーサケート県聞き取り〉	49
4	県自治体（オボチョー）からみた県（チャンワット）〈シーサケート県自治体聞き取り〉	49
第5節	シーサケート市自治体	51
1	執行機関	51
2	議会	51
3	その他（シーサケート市自治体聞き取り）	52
第6節	ノンオータムボン自治体	54
1	執行機関	54
2	議会	54

注釈

参考文献

概 要

本稿においては、「タイの地方自治」の第1編として、タイの地方自治を理解する上で分かりにくいとされているその仕組みについて主に述べていく。

第1章では、タイの一般的事項である国旗・国家、地理、気候、人口、民族、宗教、言語等一般的事項を紹介する。タイは、人口は、6,841万人（2017年）のうち仏教徒が国民の94%以上を占めている。また、タイは多民族国家で、タイ族、華人系、マレー系、カンボジア系、インド系を中心に様々な民族で構成され、民族間の混血がかなり進んでいる。

第2章では、「タイの地方自治」の軸となるタイの行政体制（①中央政府の各機関等が中央で行う行政（以下「中央行政（Central Administration）」という。）、②中央政府から高官を首長として地方に派遣し国が地方で行う行政（以下「国による地方行政（Provincial Administration）」という。）、③主に選挙により選ばれた首長による地方自治体が行う行政（以下「地方自治行政（Local Administration）」という。）という3つの行政体制）について紹介する。

まず、現在の行政体制の概観及びその歴史について触れる。そして、「中央行政（Central Administration）」の機関であるタイ内務省の地方行政局、地方自治振興局及び災害防止軽減局について説明する。

次に、「国による地方行政（Provincial Administration）」の区分である県（タイ語ではチャンワット）、郡（タイ語ではアンプー）、行政区（タイ語ではタムボン）及び村（タイ語ではムーバーン）と、「地方自治行政（Local Administration）」の区分である県自治体（タイ語ではオボチョー）、市町自治体（タイ語ではテッサバン）及びタムボン自治体（タイ語ではオボトー）並びに特別地方自治体（バンコク都及びパッタヤ市）について紹介する。

そして、最後の第3章においては、聞き取り調査に基づいた「地方自治行政」の実例として、バンコク都及びパッタヤ市、スコートイ県自治体（オボチョー）、シーサケート県自治体（オボチョー）、シーサケート県（チャンワット）、シーサケート市自治体（テッサバン）及びノンオータムボン自治体（オボトー）について報告する。

本稿を第1編として、第2編、第3編と「タイの地方自治」を理解するためのレポートとしてシリーズ化する。本稿はそのシリーズ第1編としての基礎的レポートである。次編以降は、歴史、政治・経済、国家統治機構、財政制度や人事制度等の情報を記載していく。最終的に、第1編、第2編、第3編を合わせて「タイの地方自治」として完成を目指す。

第1章 タイの概要

第1節 一般的事項

正式名称	タイ王国 (Kingdom of Thailand)
面積	513,120 km ² (日本の約 1.4 倍) *
首都	バンコク (Bangkok)
国家元首	マハー・ワチラロンコン・ボテインタラーテーパヤワランクーン 国王陛下 (ラーマ 10 世)
政体	立憲君主制
議会	国家立法議会 (220 名) ※暫定政権下
政府	プラユット・ジャンオーチャー首相
人口	6,841 万人 (2017 年) *
民族	タイ族 (約 85%)、華人系 (10%)、マレー系、カンボジア系、インド系及び山岳民族等) (2017 年) **
宗教	仏教 (小乗仏教と呼ばれる戒律の厳しい南方上座仏教) 94.6%、イスラム教 4.3%、キリスト教 1%、その他 1%未満 (2015 年) *
公用語	タイ語
気候	熱帯モンスーン気候
通貨	バーツ (THB) * 1 バーツ 3.41 円 (2018 年 11 月時点) ***
日本との時差	－2 時間

*出典 (CIA“World Factbook”^注)

*出典 (「タイ国経済概況」)

***出典 (Bloomberg)

第2節 基本情報

1 国旗・国歌

タイの国旗は、1917 年にラーマ 6 世により制定された。赤、白、青、白、赤の 5 本の横帯で構成されており、タイ語で「Thong Trairong (トン・トライロング)」と呼ばれ三色旗を意味している。中央の青色は「国王 (王室)」を、その上下の白色は「宗教 (仏教) の潔白」を、外側の赤色は「国王 (王室) と宗教 (仏教) を守る国民の団結心」を表している。

【図 1 : タイの国旗】



タイの国歌は「Phleng Chat (プレーン・チャート)」と呼ばれ、1932 年の立憲革命によりタイの政治体制が絶対王政から立憲君主制に移行したことを契機にして、1939 年に制定された。「タイの国歌」を意味しており、歌詞を訳すと次のような意味となる。

「タイ国はタイ民族の血肉から成り、民衆の国家である。タイ国民は、誠意を尽く

^注 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/th.html>

し一致団結して全国土の安定を維持していく。タイ国は平和を愛するが、いざ戦いとなれば臆することはない。誰からも独立の自由を脅かされることはない。タイ国民は血の全ての滴を国に捧げよう。タイ国に勝利とさらなる栄光あれ。」

2 地理

タイは、インドシナ半島の中央部、東南アジアの西部に位置し、北部から西部にかけてはミャンマー、北東部はラオス、東南部はカンボジア、南部はマレーシアと国境を接している。国土は南北約 2,500 km（北緯 5 度 30 分～21 度）、東西 1,250 km（東経 97 度 30 分～105 度 30 分）に伸びている。

タイは、①北部山岳地域（赤）、②西部山岳地域（青）、③東北部高原地域（水色）、④東部沿岸地域（ピンク）、⑤中部平野地域（緑）、⑥南部半島地域（黄）の 6 つの地域に区分されている。北部地域は山脈と盆地からなる地域、東北部高原地域は高台で土壌が痩せており洪水や干ばつの影響を受けやすい比較的貧しい地域、中部平野地域は肥沃なデルタ地帯、南部半島地域は海と湾に挟まれ低い山が連なる地域である。また、国土面積の約 40%を農地が占めている。

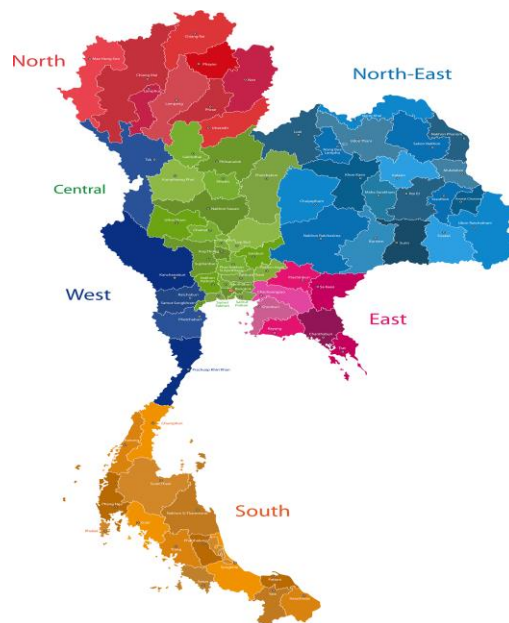
3 気候

タイの気候は熱帯モンスーン気候であり、高温・多湿で、年間の平均気温は約 28℃である。1 年を通して雨季（5 月～10 月）と乾季（11 月～4 月）に大別され、乾季は更に寒季（11 月～2 月）と暑季（3 月～4 月）に分けられる。雨季は南西モンスーンの影響を受け 1～2 時間程度激しい雷雨を伴うスコールが降る日が多い。特に 9 月～10 月は降水量が多い。寒季には北東モンスーンの影響を受け日中は 30℃になるものの朝晩は涼しく湿度が低い。1 年の中で 3 月～4 月が最も暑く、日中は気温が 40℃近くに達する日もある。首都バンコクの年間平均気温は 29℃（最高気温 39.1℃、最低気温 16.6℃）、平均湿度 73%（年間降雨日数 128 日、年間総雨量 1,131.1 mm）と高温多湿で年中蒸し暑い。

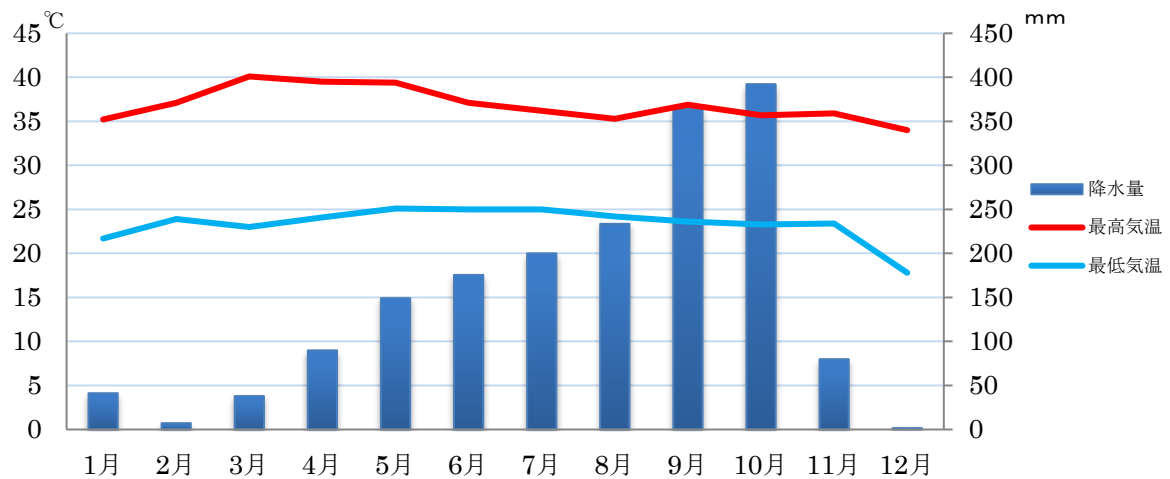
【図 2：タイの位置】



【図 3：タイの地域】



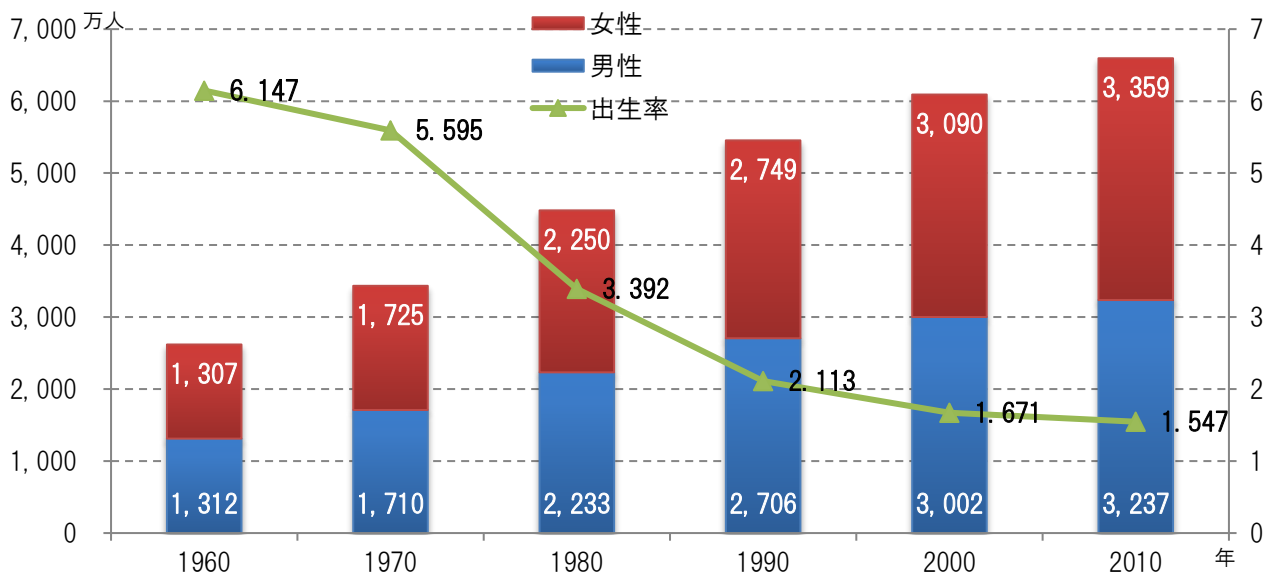
【表 1：バンコクの気温と降水量】



出典（タイ国経済概況）

4 人口

【表 2：人口及び出生率の推移】

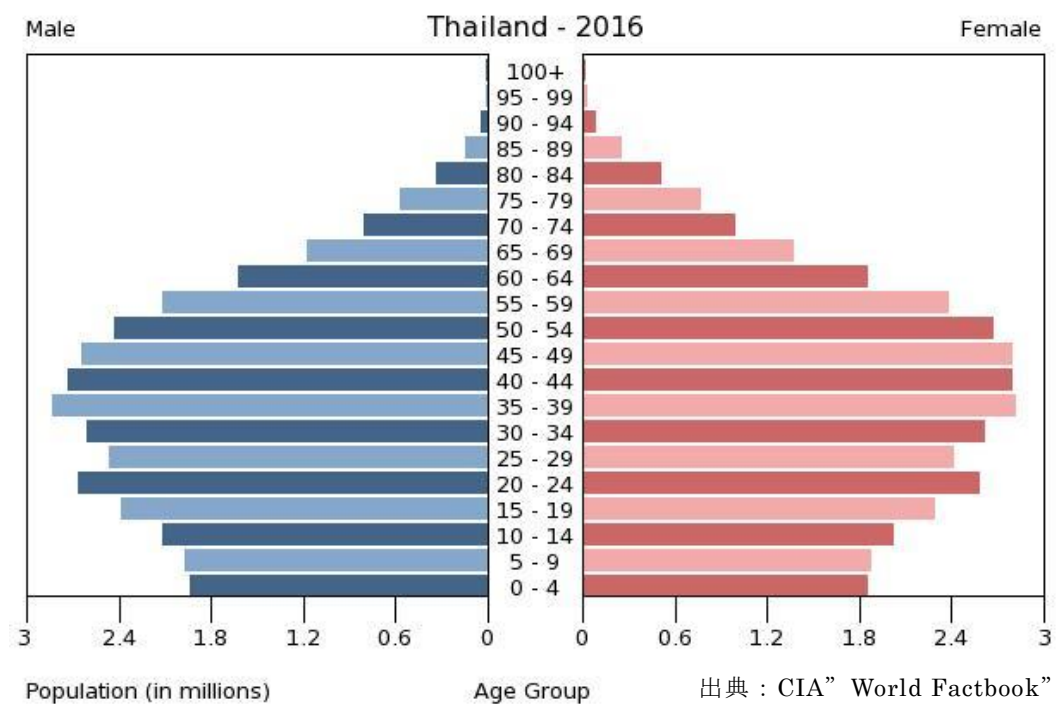
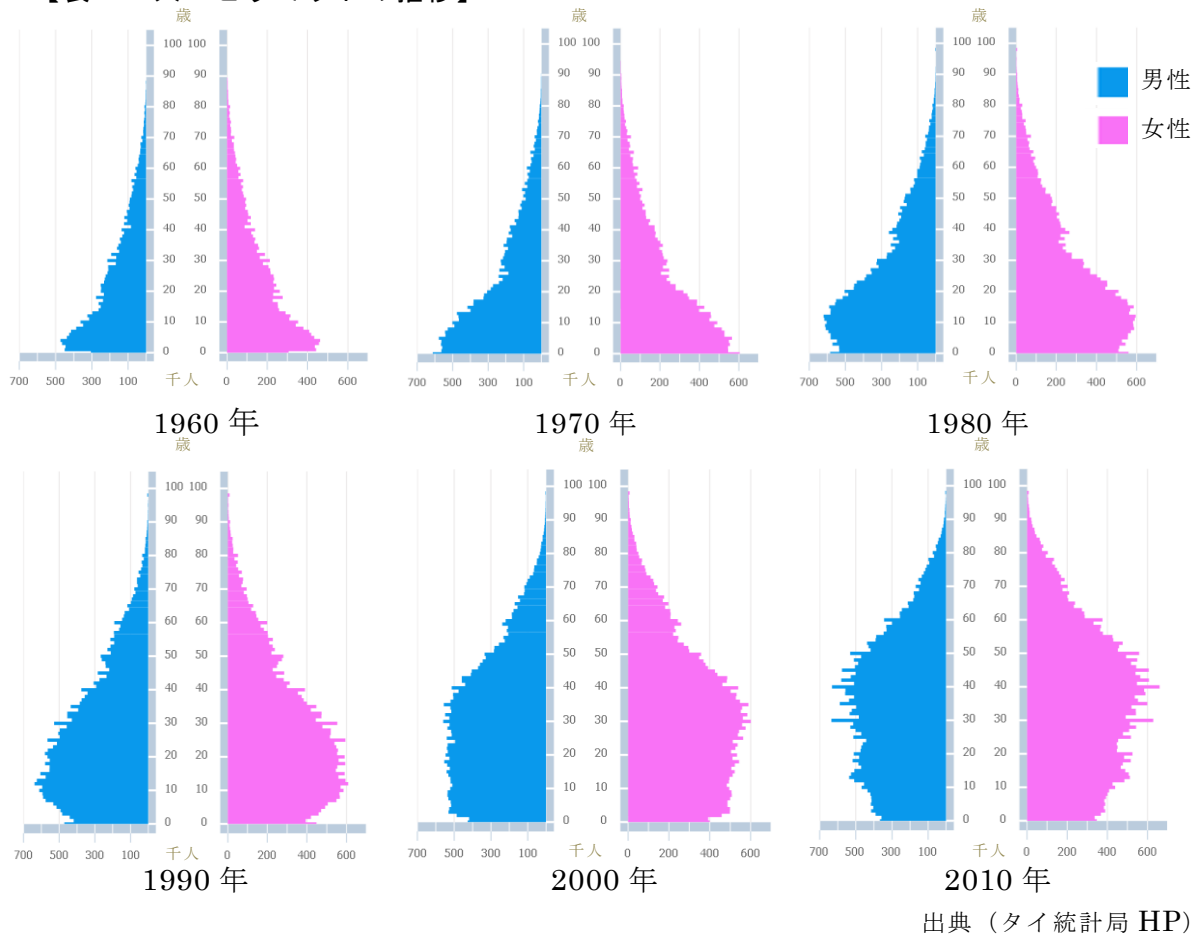


出典（タイ統計局 Web ページ及び The World Bank Web ページ）

タイの人口は、6,841 万人であり、平均年齢は、37.7 歳となっている（2017 年）^注。出生率は、1970 年までは比較的高い水準（5.595）を維持していたが、その後低下傾向となり、2016 年には 1.482 と日本の 1.44 とほぼ同値になってきており、現在では人口置換水準（現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安）も下回っている。

^注 出典：CIA” World Factbook”
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/th.html>

【表 3：人口ピラミッドの推移】



5 民族・宗教・言語

タイは多民族国家で、タイ族（約 85%）、華人系（10%）、マレー系、カンボジア系、インド系を中心に様々な民族で構成され、民族間の混血がかなり進んでいる（2017 年）。また、タイには、カレン族、モン族、ラフ族、アカ族、ミエン族、リス族、ティン族、ルア族、カム族、ムラブリ族等の、山地民（山岳民族）が住んでおり、それぞれに異なる文化や伝統を持っている。

タイの国旗からも分かるように、国民は国王への忠誠心と仏教への尊崇心を心の寄り所としている。

スコータイ王朝（1238-1438 年）のラムカムヘーン王により仏教が国教として定められてから現在も国民の 94.6%が仏教を信仰しており、全国の仏教寺院数は約 3 万、僧侶は約 29 万人と言われている。憲法により信仰の自由は保障されており、仏教の他、イスラム教、キリスト教、ヒンズー教、シーク教、山岳民族固有の宗教等がある。

公用語はタイ語で、文字は 13 世紀末にカンボジアのクメール文字をベースに作られた表音文字が改良されて現在の形になったとされ、文字には 44 の子音文字と 32 の母音文字があり、これらを組み合わせて音節を作り、5 種類の音調により発音される。

6 国の統治機構

(1) 政体

タイの政体は立憲君主制であり、国王ラーマ 7 世時の 1932 年、前国王ラーマ 6 世の財政上の失策や世界大恐慌の影響による国家財政の窮迫等、国王の統治に不満を持った一部軍人が起こした「立憲革命」により約 700 年間続いた絶対王政（専制君主制）が終焉し、現在の立憲君主制に移行した。

(2) 憲法

タイで初めて憲法が発布されたのは 1932 年 12 月 10 日のことである。それ以降、度重なる軍部によるクーデター等により、「政権の交代→憲法の廃止→総選挙→新憲法の制定」というサイクルが繰り返され、2017 年新憲法が暫定憲法を含め 20 番目の憲法となっている。2017 年新憲法には、第 14 章地方行政に地方自治に関する規定^{注 1}が盛り込まれており、積極的な地方自治が求められている。

(3) 元首

元首は国王である。国王に関しては、2017 年新憲法に「タイ王国は、国王を元首とする民主主義政体の統治を有する。」^{注 2}、「国王は、崇敬された神聖な地

注 1 2017 年新憲法第 249 条から第 254 条まで

注 2 2017 年新憲法第 2 条

位にあり、何人も侵すことはできない。」^{注1}、「国王は、仏教徒であり、かつ宗教の擁護者である。」^{注2}などと規定されている。

現国王は、2016年10月13日に即位した第10第ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）である。

(4) 国会

立法機関である国会は、2014年5月のクーデター以前は、下院（公選の計500名）及び上院（公選と任命の計150名）の二院制を執っていたが、クーデター後は廃止となり、新たに設置された一院制の国家立法議会が上下両院の役割を果たす立法機関となっている。なお、2017年新憲法では、国会は下院（公選の計500名^{注3}）及び上院（任命の計200名^{注4}）の二院から構成されると規定されている^{注5}が、上院については、2017年新憲法施行（2017年4月）から5年間は250名全員が任命制となる特例規定が設けられている^{注6}。

【参考：選挙制度】

上院は任命制^{注7}、下院は小選挙区比例代表併用制^{注8}である。

選挙権は選挙実施年の1月1日に満18歳以上のタイ国籍者に与えられる^{注9}。また、被選挙権は上院が満40歳、下院が満25歳以上のタイ国籍者に与えられる^{注10}。

注1 2017年新憲法第6条

注2 2017年新憲法第7条

注3 2017年新憲法第83条

注4 2017年新憲法第107条

注5 2017年新憲法第79条

注6 2017年新憲法第269条

注7 2017年新憲法第107条

注8 2017年新憲法第83条、第86条及び第87条

注9 2017年新憲法第95条第2号

注10 2017年新憲法第97条第1号及び2号並びに第108条第1項第1号及び第2号

第2章 地方行政体制

第1節 行政体制の概観及び歴史

タイの行政体制は、先述のとおり、①中央政府の各機関等が中央で行う「中央行政（Central Administration）」、②中央政府から高官を首長として地方に派遣し国が地方で行う「国による地方行政（Provincial Administration）」、③主に選挙により選ばれた首長による地方自治体が行う「地方自治行政（Local Administration）」の3つの体制から構成されている。

中央政府（Central Administration）には、首相府、省又は省と同等の地位を持つ庁、首相府又は省に属する庁、局又は局と同等の地位を持つ公的組織から成り、各種の権限が集中している。地方自治に関しては内務省が所管している。

国による地方行政（Provincial Administration）は、内務省の管轄の下、県（チャンワット）、郡（アンプー）、行政区（タムボン）、村（ムーバーン）という体系となっている。県（チャンワット）及び郡（アンプー）は国の出先機関の位置付けであり、自治体組織ではなく、県レベルでは県知事が、郡レベルでは郡長が、それぞれ監督権を持っており、県知事及び郡長は内務省から直接派遣されている。また、行政区（タムボン）及び村（ムーバーン）は、内務省が区割りをした行政単位で自治体と呼べるレベルにはなく、行政区長及び村長は住民の直接選挙で選ばれるものの、中央政府からの命令等を実施しており、実質上中央政府から管理されている。

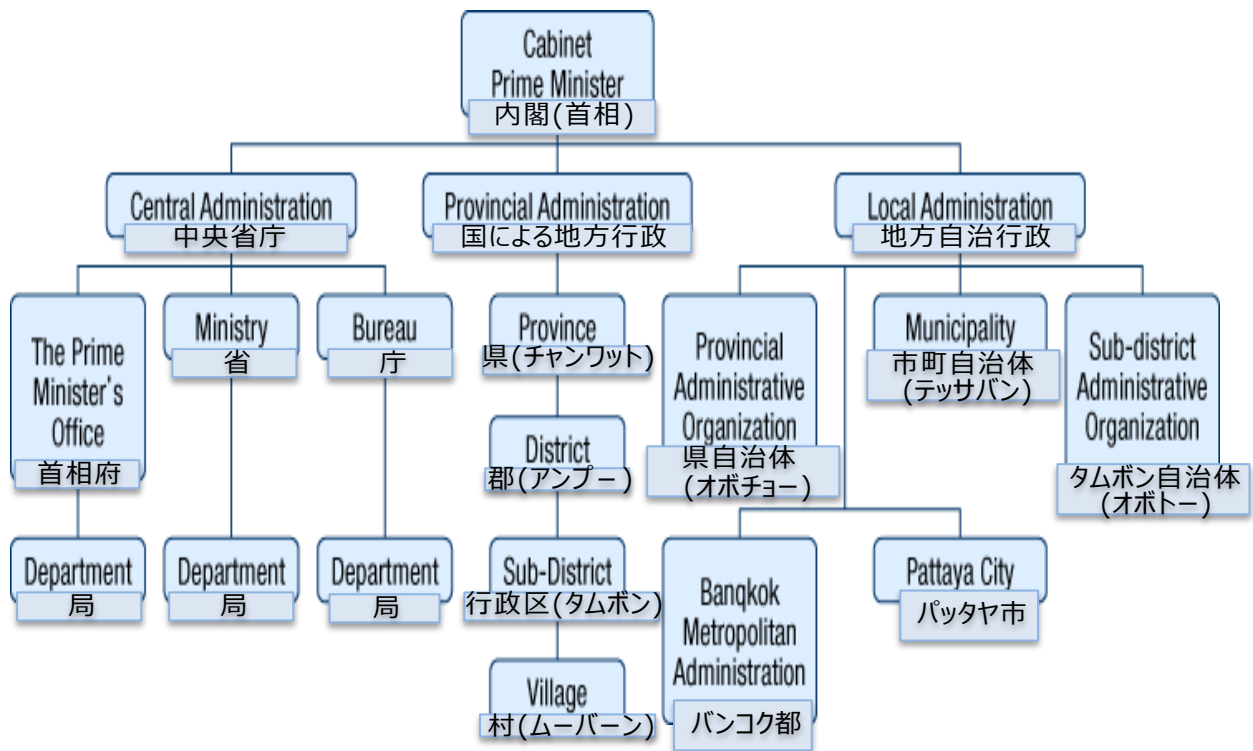
この国による地方行政（Provincial Administration）の基礎が構築されたのは、チュラロンコーン王（在位：1868～1910年）が、ヨーロッパへの公式訪問から戻った直後の1897年に地方行政規則を施行し、地方に県を設置し、県知事を中央から派遣した頃に遡る。その後、1914年の地方行政法の施行により、現在の体系の骨格が固まった。

地方自治行政（Local Administration）は、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）という自治体組織から成っている。また、特別な形態の自治体組織という位置付けで特別地方自治体（バンコク都及びパッタヤ市）が存在する。

なお、1995年3月から、国による地方行政（Provincial Administration）のうちの行政区（タムボン）は、地方自治のうちのタムボン自治体（法人格を持つ）への移行が始まり、将来的には全ての行政区（タムボン）がタムボン自治体に変わることになっている。

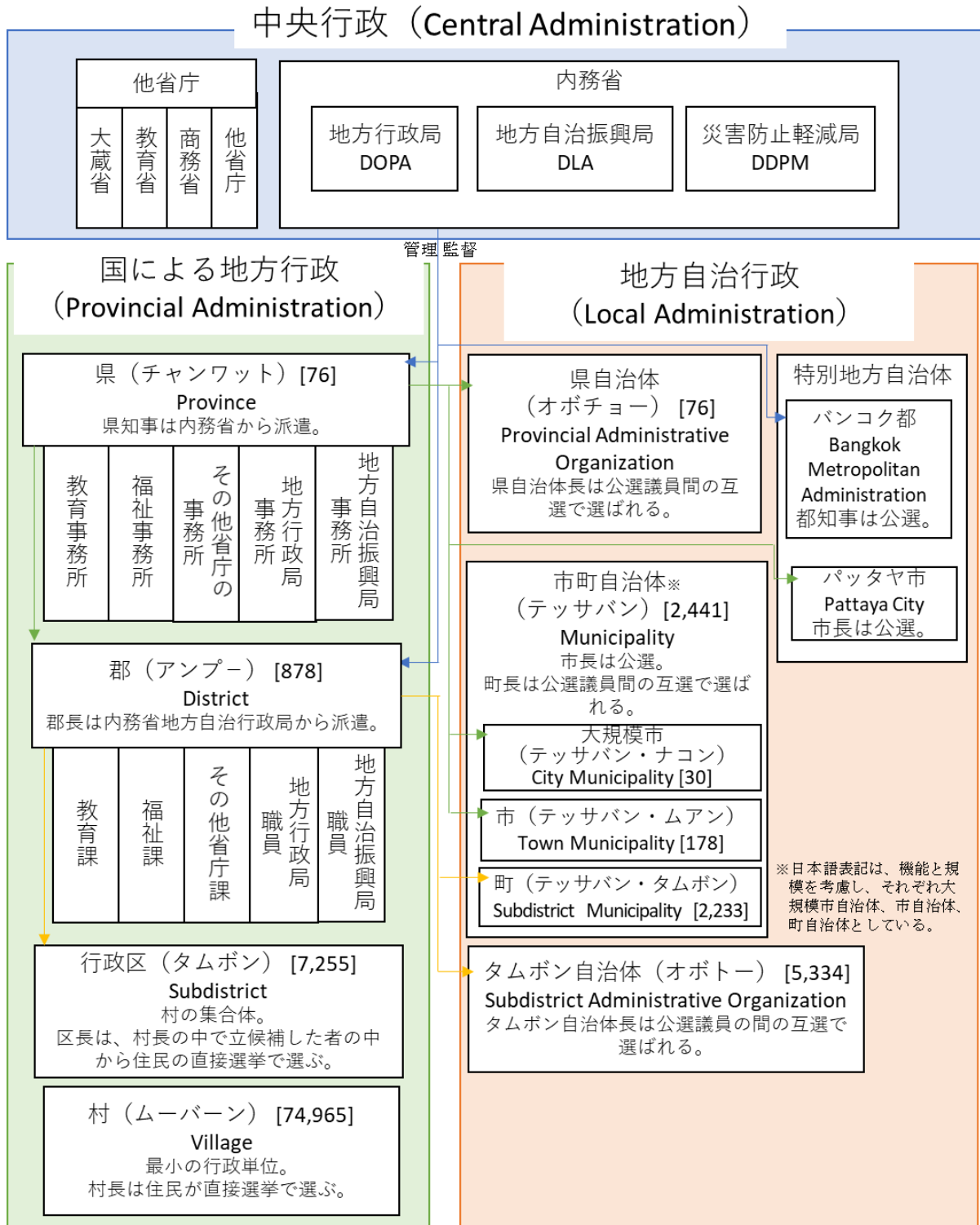
経緯としては、1991年には、タイの地方自治行政の体制は、県自治体、市町自治体、衛生区、その他法律によって規定される組織によって構成されると規定された法律（1991年国家行政組織法）が公布され、1994年に関連法によりタムボン自治体（オボトー）が創設され、1999年に890の衛生区（スカーピバーン）⁵が市町自治体（テッサバン）に移行したことにより、現在の県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）、特別地方自治体（バンコク都及びパッタヤ市）という地方自治行政の体制が構築されている。

【図 4 : 行政体制図 1 (概観)】



出典 (タイ政府：地方自治振興局 (Department of Local Administration) 提供資料から作成)

【図5：行政体制図2（詳細）】



出典（内務省地方行政局聞き取り及び地方自治振興局提供資料を基に作成）

※[]内は数（調査時の2016年11月時点）。

※位置付け・管理監督：県（チャンワット）及び郡（アンプー）は国の出先機関の位置付け。行政区（タムボン）及び村（ムーバーン）は国の出先機関ではないが、実質上内務省の管理下に置かれている。

特別地方自治体のバンコク都は内務省の管理監督を受ける。パッタヤ市、大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び市自治体（テッサバン・ムアン）は、県（チャンワット）からの管理監督を受け、町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体（オボトー）は、郡（アンプー）からの管理監督を受ける。

※エリア：県（チャンワット）と県自治体（オボチャー）の地理的なエリアは一致する。県（チャンワット）は、複数の郡（アンプー）をそのエリアに含む。郡（アンプー）は複数の行政区（タムボン）をそのエリアに含む。行政区（タムボン）は複数の村（ムーバーン）をそのエリアに含む。

郡（アンプー）役所所在地は全て町（テッサバン・タムボン）である。

行政区（タムボン）内に複数のタムボン自治体（オボトー）が存在することがあり、行政区（タムボン）とタムボン自治体（オボトー）のエリアは必ずしも一致しない。

※行政区域 県自治体（オボチャー）は、県内の他の自治体の区域（市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）の区域）を除いた区域を行政区域とする。

第2節 中央行政（Central Administration）

本節では、「中央行政（Central Administration）」について触れた後に、主に「国による地方行政（Provincial Administration）」と「地方自治行政（Local Administration）」を所管している内務省について述べる。

1 中央行政（Central Administration）概要

タイの内閣は、首相1名及び35名以内のその他の国务大臣（大臣・副大臣）によって構成され^{注1}、首相は下院議員の中から審議・承認され、国王が任命する^{注2}。なお、2017年新憲法では、国会での首相指名に上院議員も参加することとし、一定の条件の下で、政党が推薦した人物以外の者を首相として選出することを可能としている。

タイの行政組織は高度に中央集権化されており、各種の権限は中央機関に集中していると言える。2002年10月3日付けで中央省庁の大幅な再編が行われ、1府19省となっている。各省庁には大臣及び一部の省庁には1人以上の副大臣が任命される。

2 内務省（Ministry of Interior）

タイの中央政府のうち地方行政については内務省が所管する。内務省は1892年4月1日に設立された。

内務省には、現在、地方行政に関わる機関として、

- ・ 事務次官事務所（Home Affairs Permanent Secretary Office）
- ・ 地方行政局（Department of Local Administration : DOPA）
- ・ 地方自治振興局（Department of Local Administration : DLA）
- ・ 災害防止軽減局（Department of Disaster Prevention and Mitigation : DDPM）

が設置されている。先述の2002年10月の中央省庁再編に伴い、それまで地方における治安維持、住民登録業務、地方自治体の管理監督や補助金の配分、都市部の初等教育等の広範囲の業務を担当していた地方行政局（Department of Local Administration : DOLA）がその機能をより明確にするために、①地方行政局（DOPA）、②地方自治振興局（DLA）及び③災害防止軽減局（DDPM）として3分割され設置された経緯がある。

①地方行政局（DOPA）は国による地方行政（Provincial Administration）を担当し、②地方自治振興局（DLA）は地方自治行政（Local Administration）の能力向上等を支援する機能を担っている。③災害防止軽減局（DDPM）の役割は文字どおり、災害に関する予防・対策の推進を担っている。

注1 2017年新憲法第158条

注2 2017年新憲法第158条及び第159条

(1) 地方行政局 (DOPA)

正式名称	地方行政局 Department of Provincial Administration : DOPA
シンボル	
職員数	21,773 人 (2017 年 2 月時点) ※地方に派遣されている職員を含む。

県（チャンワット）に派遣される県知事、郡（アンプー）に派遣される郡長等は内務省内の事務次官事務所に所属している職員が担っている。一般行政職員の階級が 8 以上の職員は郡長に、10 以上の職員は県知事に派遣される可能性があり、郡長及び県知事の多くが地方行政局（DOPA）の出身である⁶。また、郡長も同局から派遣された職員であることが多く、国による地方行政（Provincial Administration）における同局の影響力は強いと言える。

同局の役割は、

- ① 法の執行の管理・監督、治安維持のための監視、公平な業務の推進
- ② 公の秩序の維持や国内安全に係る ID カードや住民登録等の住民へのサービスの提供
- ③ 効果的なサービスを高めるための IT やデータベースシステムの統合
- ④ 住民のニーズに沿い国の発展に寄与するための、公の秩序の維持、住民サービス提供、安全体制の構築のための地方自治体の統合
- ⑤ 政治をよりよくするための組織力の向上

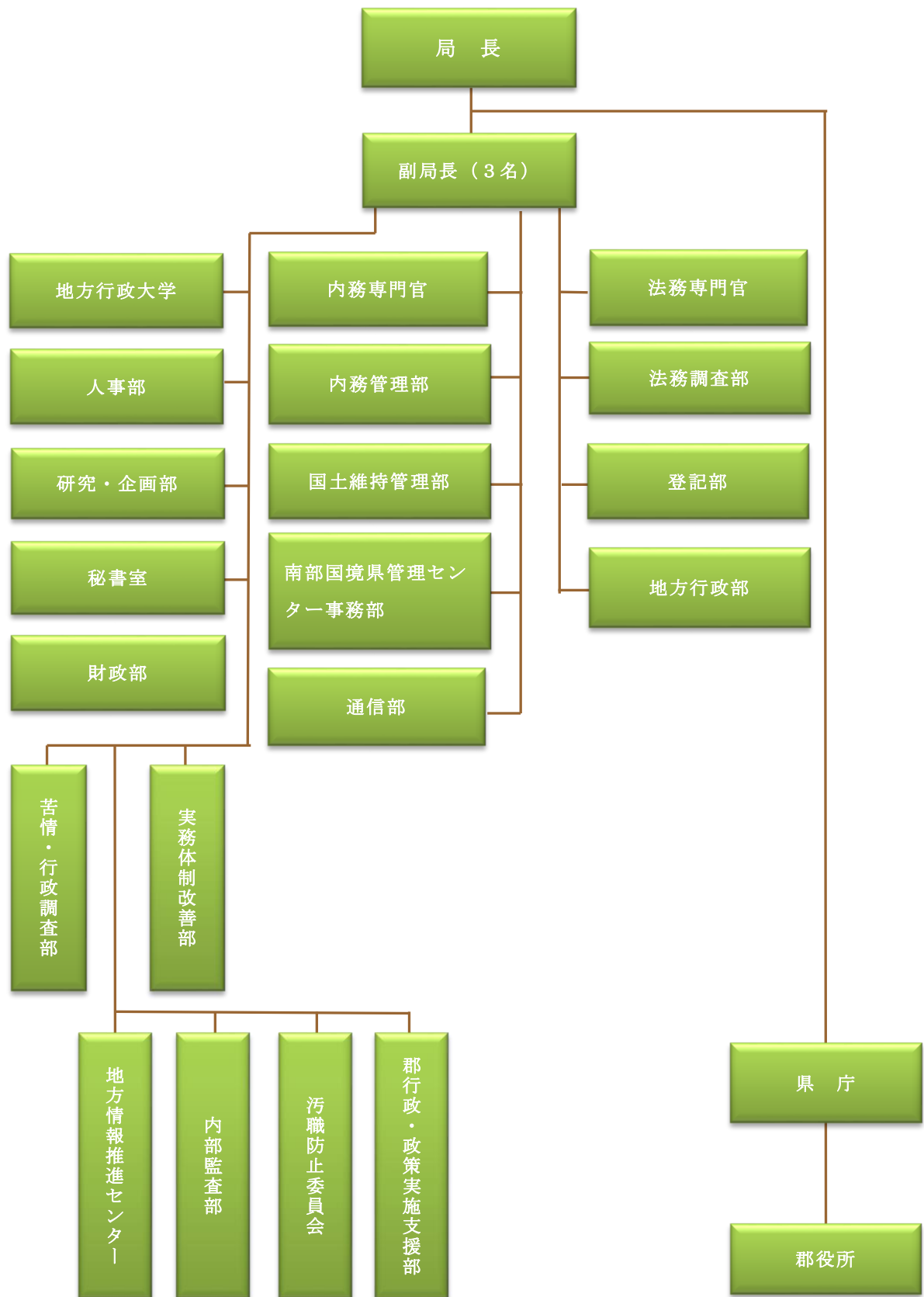
等がある。

この中で同局の最大の役割は、法律に基づく、治安維持と公平な業務の推進である。1997 年より前は選挙事務を管理していたが、1997 年の憲法施行後は、タイ選挙管理委員会（Office of the Election Commission of Thailand : OECT）が担っている。

また、同局は民主主義を地方自治体に進めることも担っており、住民の選挙参加等も推進している。

首長以外にも、県（チャンワット）には同局の事務所があり、郡（アンプー）においても、同局から職員を派遣している。職員は、中央では公務員 1,965 名、契約職員等 146 名、地方では公務員 11,832 名、契約職員等 7,830 名で構成されている（DOPA personnel statistics as of 3 Feb 2017 及び 2017 年 2 月時点同局からの聞き取り）。

【図 6：地方行政局（DOPA）組織図】



出典（地方行政局（DOPA）Web ページ）

(2) 地方自治振興局（DLA）

正式名称	地方自治振興局 Department of Local Administration : DLA
シンボル	
職員数	3,370 人（2017 年 2 月時点） ※地方に派遣されている職員を含む。

地方自治振興局（DLA）は、住民サービス向上のための「地方自治行政（Local Administration）」の権限強化の支援を主な目的としている。

その他同局の主な役割としては、

- ① 住民参画の推進
- ② 地方自治体におけるIT化の推進
- ③ よりよい公共サービスを提供に向けた地方自治体への支援、促進、アドバイス
- ④ 民主主義システム構築の支援

等がある。

各省庁から各地方自治体に対して縦割りで仕事が行っているため、横断的機能調整が困難であるが、タイの省庁の中では比較的、各省庁間の事業を横断的に捉え調整し、各地方自治体へのアドバイスを行っているのが同局である。

内務省の職員は、国による地方行政（Provincial Administration）の県知事、副県知事、郡長として各県（チャンワット）や郡（アンプー）に派遣される可能性があり、主に地方行政局（DOPA）の職員がそのポストに派遣されているが、地方自治振興局（DLA）の職員も階級と人事のタイミングによってはそのポストを担うことがある。

同局に地方自治体を管理・監督する権限はないが、各地方の県庁及び郡役所（県（チャンワット）及び郡（アンプー））に置かれている中央省庁の出先機関の集合体）には同局の事務所があり、そこに派遣された職員（国家公務員の身分）が各地方における地方自治行政（Local Administration）が円滑に進むようサポートしている。

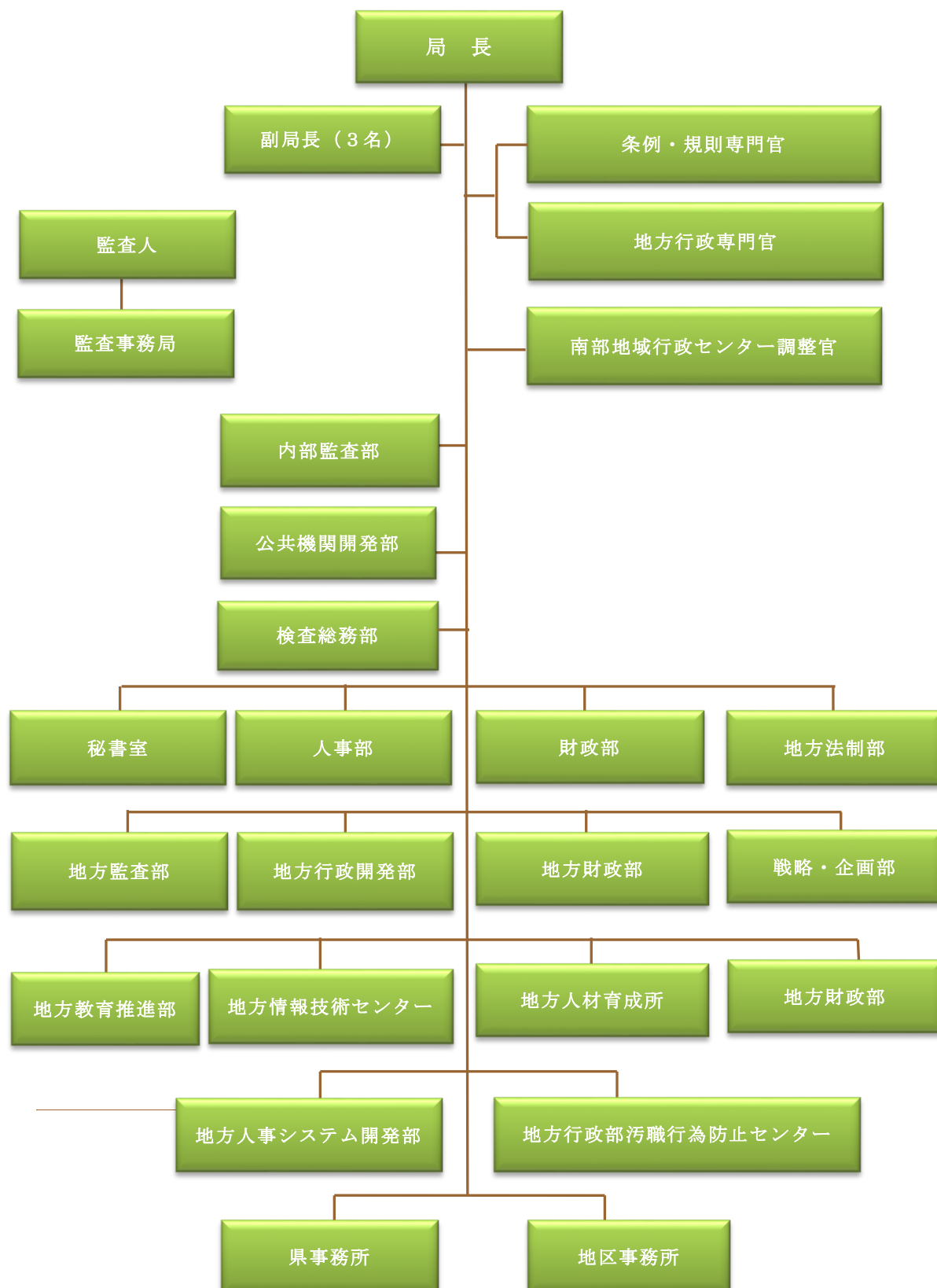
事業に必要な予算に関して、各県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）は同局を通じて補助金を申請する場合と、各省庁に直接申請する場合がある。同局を通じて行う補助金申請の場合は、県庁に配置された同局の職員から中央の職員に連絡し、最終的に首相府内の地方分権委員会が補助金交付の可否を判断することとなっている。

職員は、公務員が3,221人、契約職員等が149人の計3,370人で構成されている。

職員は、514人が中央に勤務し、2,856人が県（チャンワット）等の地方に派遣されている（2017年2月時点同局聞き取り）。

同局は、現在、クレアシンガポール事務所の重要なカウンターパートであり、クレアシンガポール事務所が行うタイとの協力事業は全て同局を通じて行っている。日本の地方自治体とのパイプ役としても、同局の担う役割は非常に大きい。

【図7：地方自治振興局（DLA）組織図】



(3) 災害防止軽減局（DDPM）

正式名称	災害防止軽減局 Department of Disaster Prevention and Mitigation : DDPM
シンボル	
職員数	4,578 人（2017 年 1 月時点）

国際基準に合った災害危機管理・対策の推進を主な役割としている。

1992 年の国家行政法に基づいて組織化され、1997 年の国家災害防止軽減法に基づき現在の任務に当たっている。災害危機管理・対策の面での地方分権化を推進していくことも災害防止軽減局（DDPM）の 1 つのミッションである。

県（チャンワット）レベルでは、76 の県（チャンワット）に同局の事務所が設置されている。また、災害防止センターが全国に 18 か所設置されており、広域地域における災害危機管理を行っている。

郡（アンプー）レベルにおいては、同局の事務所は現在設置されていない。

県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）においても、災害に関する部署があり、同局の政策に基づいて運営されている。

また、各地方自治体には災害防止計画があり、県（チャンワット）に派遣されている同局の職員が災害危機管理・対策のノウハウの提供や訓練を行っている。職員は、公務員 2,210 人、契約職員等 2,368 人の計 4,578 人で構成されている。職員は、中央には 722 人、18 の災害防止センターには 2,169 人、76 の県（チャンワット）には 1,687 人が派遣され、各県に派遣される人数は均一になっておらず、県（チャンワット）の規模や災害発生リスクにより、常に 100 人以上派遣されている県（チャンワット）もある（数値は同局聞き取り時の 2017 年 1 月時点）。

ERT（EMERGENCY RESPONSIBILITY TEAM）が常時 2 ～ 3 人待機しており、有事の際は、IMAT（INCIDENT MANAGEMENT ACCIDENT TEAM）が結成され、県知事の要請に基づき派遣される。

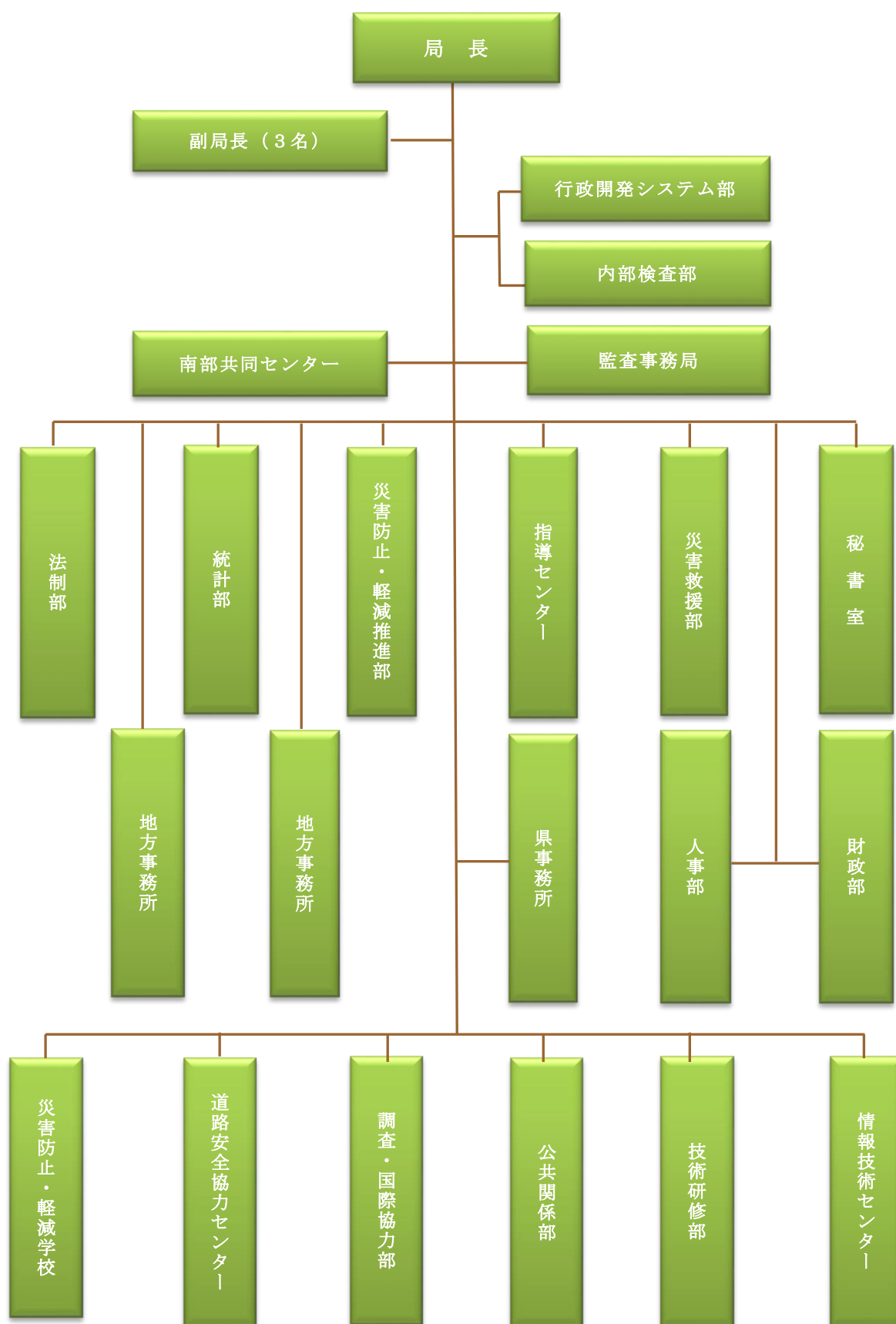
同局の規定により、災害レベルは①首相府が直轄管理する危機的災害、②国が管理する大規模災害、③バンコク都や県自治体（オボチョー）が管理する中規模災害、④市町自治体（テッサバン）やタムボン自治体（オボトー）が管理する小規模災害の 4 つに分類されている。

災害の予算は、県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）が確保しており、同局の事務所が設置されている県（チャンワット）の主な役割は情報収集、アドバイス等である。

県自治体（オボチョー）レベルで起こる災害に関しては、県自治体長が災害対策に係る指揮権を持っており、年に 1,000 万バーツが予算として確保されている。

る。また、有事の際には、2,000 万パーツまで県自治体長の権限で使用する
ことができる。

【図 8：災害防止軽減局（DDPM）組織図】



出典（災害防止軽減局（DDPM）HP）

第3節 国による地方行政（Provincial Administration）の体制

国による地方行政（Provincial Administration）の組織単位には、県（チャンワット）、郡（アンプー）、行政区（タムボン）、村（ムーバーン）が存在する。

県（チャンワット）及び郡（アンプー）には、中央省庁の出先機関の集合体である県庁及び郡役所が置かれている。それぞれの長である県知事及び郡長には、先述のとおり内務省の職員が派遣されており、中央行政（Central Administration）を地方レベルで行うほか、管轄区域にある地方自治行政（Local Administration）の組織（地方自治体）の管理監督、指導、監察等を行っており、県知事や郡長は地方自治体の条例、予算、開発計画の承認を始め、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体の首長や議員の罷免、地方自治体の解散権も有する。

行政区（タムボン）は、郡（アンプー）の監督下にある地方行政の単位であり、10前後の村（ムーバーン）から構成される。行政区長と村長は、治安維持業務のほか、郡長及び副郡長の監督・指導の下で、中央政府（Central Administration）の下請け業務も行っている。行政区長と村長に対しては、毎月の報酬が内務省から支給されている。

内務省は、県（チャンワット）及び郡（アンプー）へ首長のほか、そのスタッフも派遣している。県（チャンワット）は内務省の傘下であり、郡（アンプー）は中でも内務省地方行政局の直轄となされている。県（チャンワット）は県自治体（オボチョー）、大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び市自治体（テッサバン・ムアン）を管轄し、郡（アンプー）は町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体を管轄している。また、県（チャンワット）は、郡（アンプー）の上位組織であり、郡（アンプー）の管理も行っている。

1 県（チャンワット）

県（チャンワット）は、国による地方行政（Provincial Administration）における最も上位に位置する行政組織で、全国に 76 存在する。国による地方行政（Provincial Administration）のうちの県（チャンワット）における行政（以下「県行政」という。）とは、中央政府が県（チャンワット）レベルで行う地方開発、雇用促進、公衆衛生の向上等の政策や県内の地方自治体の指導・管理監督等のことであり、各関係中央省庁の出先機関の集合体が県庁（Government Provincial Office）という形で存在する。

内務省の地方行政局（DOPA）及び地方自治振興局（DLA）は、各県庁内にそれぞれ県地方行政事務所（Provincial Administration Office）という出先機関を持っている（地方行政局事務所及び地方自治振興局事務所）。また、他の中央省庁も各県庁内に業務ごとに事務所を持っている（例：福祉事務所等）。

県（チャンワット）の最高責任者は県知事（Governor）であり、内務大臣の任命により内務省から派遣されており、その所属は主に内務省事務次官事務所である。内務省の職員のうち、多くは地方行政局（DOPA）出身である。県知事は、県の開発戦略を策定し、県行政の予算権及び人事権を掌握する。また、県自治体（オボチョー）及び市町自治体（テッサバン）の開発計画と条例の承認権を有する。そして、県知事は各事務所の国家公務員に対しても指揮命令権を持つこととなっているが、階級の高い国家公務員（管理職クラス）に対する人事権は各中央省局が持っており、県知事が県庁内の各事務所に対して指導力を発揮することは難しい。

なお、県（チャンワット）は、次述の郡（アンプー）の上位に位置しており、管理監督権がある。また、県（チャンワット）は、後述の県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）も管理監督している。

2 郡（アンプー）

郡（アンプー）は、県（チャンワット）の下に位置する国による地方行政（Provincial Administration）の行政組織で、全国に 878 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。国による地方行政（Provincial Administration）のうちの郡（アンプー）における行政とは、県行政と同様、中央政府が郡（アンプー）レベルで行う政策等のことである。県（チャンワット）と同様に各関係中央省庁の出先機関の集合体である郡役所（District Office）が存在し、その中に内務省地方行政局（DOPA）及び地方自治振興局（DLA）の出先機関である郡地方行政事務所（District Administration Office）がある。

郡（アンプー）の最高責任者は郡長（District Chief Officer）であり、内務省地方行政局（DOPA）から派遣され、所属も主に同局である。郡長は、町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体（オボトー）の開発計画及び条例の承認権を有する。郡では、市町自治体（テッサバン）管轄地域以外の住民登録、車輛登録等の登録管理事務及び郡内全域の警察署と連携した治安維持も行っている。

3 行政区（タムボン）

行政区（タムボン）は、郡（アンプー）の下に位置する国による地方行政（Provincial Administration）の行政組織で、全国に 7,255 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。

行政区（タムボン）の最高責任者でタイ語で「カムナン（Kamnan）」と呼ばれる行政区長（Sub-district Headman）は、区内の住民の中から直接選挙により選出され、任期は 5 年である。

行政区長は、郡長の監督の下で仕事を行う。また、行政区長は、中央政府の国家公務員とみなされ、内務省から毎月の報酬が支給される。

なお、行政区（タムボン）には、多くの住民に政治参加の機会を与えることを目的とされたタムボン評議会（Subdistrict Council）と呼ばれる議会組織が設置されていたが、一定の歳入条件を満たせば自治体に格上げできる 1994 年タムボン評議会及びタムボン自治体法の施行（1995 年 3 月 2 日）により、多くの評議会が自治体化され、現在では同評議会は少数となっている。

4 村（ムーバーン）

村（ムーバーン）は、国による地方行政（Provincial Administration）の最も下位の行政組織で、全国に 74,965 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。村（ムーバーン）の最高責任者である村長（Village Headman）は、村民の直接選挙によって選出され、任期は 5 年である。

村長の業務は、行政区長と同様である。また、村長は中央政府の国家公務員とみなされ、内務省から毎月の報酬が支給される。

第 4 節 地方自治行政

本節では、地方自治体行政（Local Administration）を行政組織ごとに概説する。

地方自治行政（Local Administration）には、「一般地方自治体」と「特別地方自治体」があり、「一般地方自治体」には、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）の 3 種類があり、広域自治体である県自治体（オボチョー）と基礎自治体である市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）から構成されている。

「特別地方自治体」には、バンコク都とパッタヤ市の 2 つがある（詳細後述）。

地方自治行政（Local Administration）の主な特徴は、①法人格を有し、②首長及び議員は住民の直接選挙により選出され、③自治権を持ち、④独自の予算と歳入を持ち、⑤人事権を有するということが挙げられる。県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）は、それぞれ独立しており管理監督・補完関係にはないが、例えば、特にごみ処理といった個別の業務分野においては、広域かつ各地域での実施が必要な分野であり、県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）が協力しているという面もある。全体計画は県（チャンワット）や県自治体（オボ

チャー)で広域的に策定し、ゴミ捨て場の管理や運営は、市町自治体(テッサバン)やタムボン自治体(オボトー)が行っている。

【表4：地方自治体の区分及び数(※2016年11月時点 地方自治振興局より聞き取り)】

区 分		地方自治体数
一般地方自治体	県自治体(オボチャー)	76
	北部	17
	東北部	20
	中央部	25
	南部	14
	市町自治体(テッサバン)	2,441
	大規模市自治体	30
	市自治体	178
	町自治体	2,233
特別地方自治体	タムボン自治体(オボトー)	5,334
	バンコク都	1
	パッタヤ市	1
合 計		7,853

【表5：地方自治体の概要・比較一覧表】

区 分	執行機関	立法機関	議員定数	根拠法
県自治体 (オボチャー)	首長は住民の直接選挙により選出される。	議員は住民の直接選挙により選出される。	人口規模に応じて 24人、30人、36人、 42人又は48人	1997年県自治体法
市町自治体 (テッサバン)			大規模市自治体 24名 市自治体 18名 町自治体 12名	1953年市町自治体法
タムボン自治体 (オボトー)			各村から2人ずつ(村が2つしかない場合は3人ずつ)	1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法
バンコク都			60人	1985年バンコク都行政組織法
パッタヤ市			24人	1999年パッタヤ市行政組織法

1 一般地方自治体

(1) 県自治体(オボチャー:Provincial Administrative Organization:PAO)

現在の県自治体(オボチャー)は、1997年県自治体法を根拠としている。当初

は市町自治体（テッサバン）未設置の農村部を管轄するために設置され、1997年県自治体法の改正により、管轄区域が県全域となった。現在、広域自治体としての機能が強化されている。

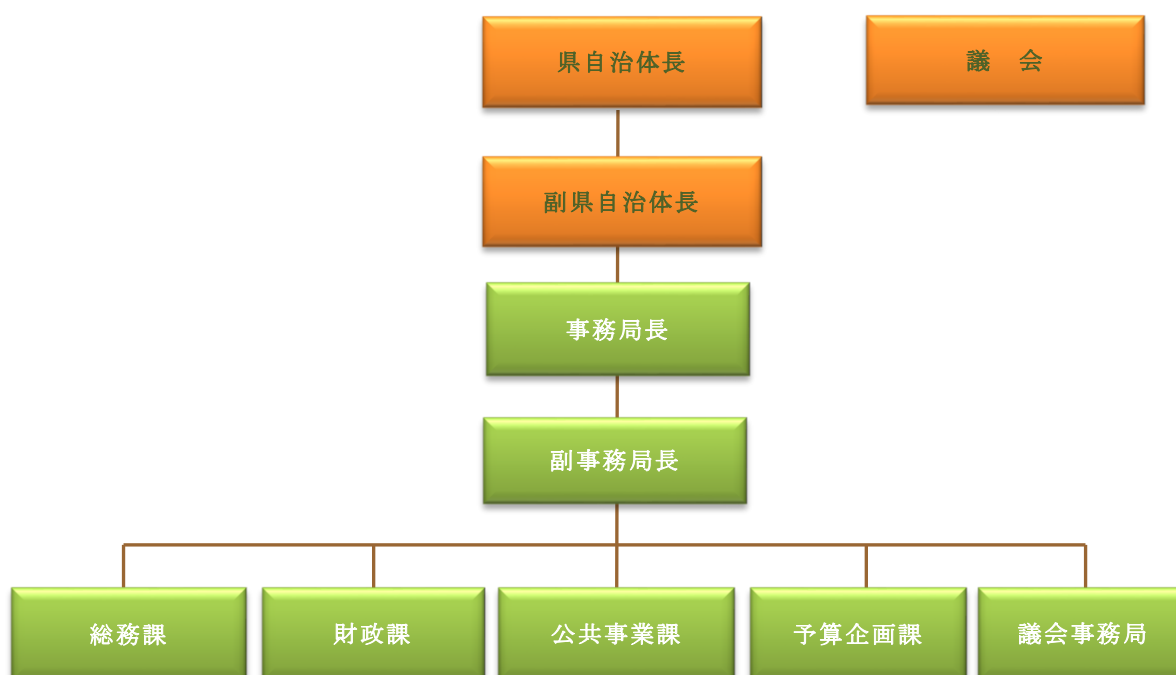
県自治体（オボチョー）は、全国に76存在する（調査時の2016年11時点）。国による地方行政（Provincial Administration）の行政組織である県（チャンワット）ごとに一つの県自治体（オボチョー）があり、そのエリアは各県（チャンワット）のエリアに一致する。

県自治体（オボチョー）は、法人格を有し、所轄区域内の直接徴税権を持つ。

最高責任者である県自治体長（Chief Executive）を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

県自治体（オボチョー）は、県（チャンワット）の管理・監督を受ける。

【図9：県自治体（オボチョー）の組織図】



※この他にも必要に応じて関係課を設置することができる。

ア 執行機関

県自治体（オボチョー）の最高責任者である県自治体長（Chief Executive）は、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は4年で何度でも再選可能である。

県自治体長は、

- ① 県自治体（オボチョー）の政策策定
- ② 県自治体（オボチョー）の管理監督
- ③ 副県自治体長（Deputy Chief Executive）、秘書官（Secretary）及び顧問

(Consultant)の任命及び解任

④ 条例案の提案

等の権限を持つ。

県自治体長の資格は、

- ① 30 歳以上であること
- ② 大学卒業以上であること（ただし、他の県自治体（オボチョー）で議員の経験があればこの限りでない）
- ③ 県自治体（オボチョー）の業務経験が5年以上あること
- ④ 議会から除名された経験がないこと
- ⑤ 県自治体（オボチョー）の事業に利害関係がないこととされている。

県自治体長の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 辞職したとき
- ④ 法律に違反したとき
- ⑤ 中央政府（内務省）から辞職勧告を受けたとき
- ⑥ 刑務所に収監されたとき
- ⑦ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集められたときなどとされている。

県自治体長は、その職務を補佐する副県自治体長を議員でない者の中から任命することができる。副県自治体長の定数は、その人口規模により下表のとおりとなっている。

【表 6：副県自治体長の定数】

人 口	定 数
200 万人以上	4 人以下
100 万人以上 200 万人以下	3 人以下
100 万人以下	2 人以下

事務局長（Chief Administrator: Palad（タイ語ではパラッドと呼ばれる））は、県自治体職員の監督権を持ち、県自治体（オボチョー）の日常業務の責任者として、各自治体長が指示する業務や関係諸法令により定められた業務を行う。事務局長は事務方の最高位の職位である。

イ 議会

議会は、①条例案の承認、②報酬や予算案の承認、③執行機関の監視等を行う。議会を構成する議員は、県自治体長と同様、管内に居住し選挙権を持つ住民の直

接選挙により選出され、任期は4年で何度でも再選可能である。

議員の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
 - ② 議会が解散したとき
 - ③ 死亡したとき
 - ④ 辞職したとき
 - ⑤ 法律に違反したとき
 - ⑥ 県自治体（オボチョー）の実施する事業に利害関係を有することとなったとき
 - ⑦ 議員の資格の喪失したとき
 - ⑧ 議会において除名決議がされたとき
 - ⑨ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集められたとき
- などとされている。

議会は、議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は、毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。
また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

議員定数は、その人口規模により下表のとおりとなっている。

【表7：県自治体（オボチョー）の議員定数】

人 口	議員定数
50 万人未満	24 人
50 万人以上 100 万人未満	30 人
100 万人以上 150 万人未満	36 人
150 万人以上 200 万人未満	42 人
200 万人以上	48 人

ウ 担当事務

1997年県自治体法に以下の業務を担当することが規定されている。

- ① 複数の自治体に裨益するインフラ整備等の事業の実施
- ② 市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）の行政能力を超える大規模な事業の実施
- ③ 管内の住民を対象とした教育、保健衛生、社会福祉等の事業の実施
- ④ 法律に抵触しない範囲での条例の制定
- ⑤ 県自治体（オボチョー）の開発計画の策定及び調整
- ⑥ 市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）の調整
- ⑦ 芸術、伝統、文化、慣習及び知的財産の保存維持
- ⑧ 法律による管内各自治体への補助金の交付 等

エ 歳入と歳出

歳入と歳出の区分は、以下のとおりとなっている。

【表 8：歳入及び歳出区分】

歳 入	歳 出
税	給料
免許料・罰金	賃金
資産収入	その他報酬
施設収入	雑支出
事業収入	原材料費
公債・貸付収入	設備費
政府・法人等からの貸付金	土地・建物等の購入・借上げ
政府からの補助金	補助金
寄付	委託費
その他	

(2) 市町自治体（テッサバン:Tessaban）

市町自治体（テッサバン）は、人口密度が比較的高く、商業地区を持つ都市部に設置されている基礎的自治体である。1933 年に初めて設置された。初期の市町自治体（テッサバン）は、イギリスの市長と議会システムに影響を受けている。その後、1953 年市町自治体法により市町自治体（テッサバン）としての役割が明確化され、その数は徐々に増加した。1999 年に全ての衛生区（スピカバーン）が市町自治体（テッサバン）へと変遷した現在においても、市町自治体（テッサバン）の根拠となっているのは、1953 年市町自治体法である。

市町自治体（テッサバン）は、経済の発展に伴い、従来の市街地や経済の中心地で発生してきたもので、全国に 2,441 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。人口密度、経済規模等に応じて、

- ① 大規模市自治体（テッサバン・ナコン）
- ② 市自治体（テッサバン・ムアン）
- ③ 町自治体（テッサバン・タムボン）

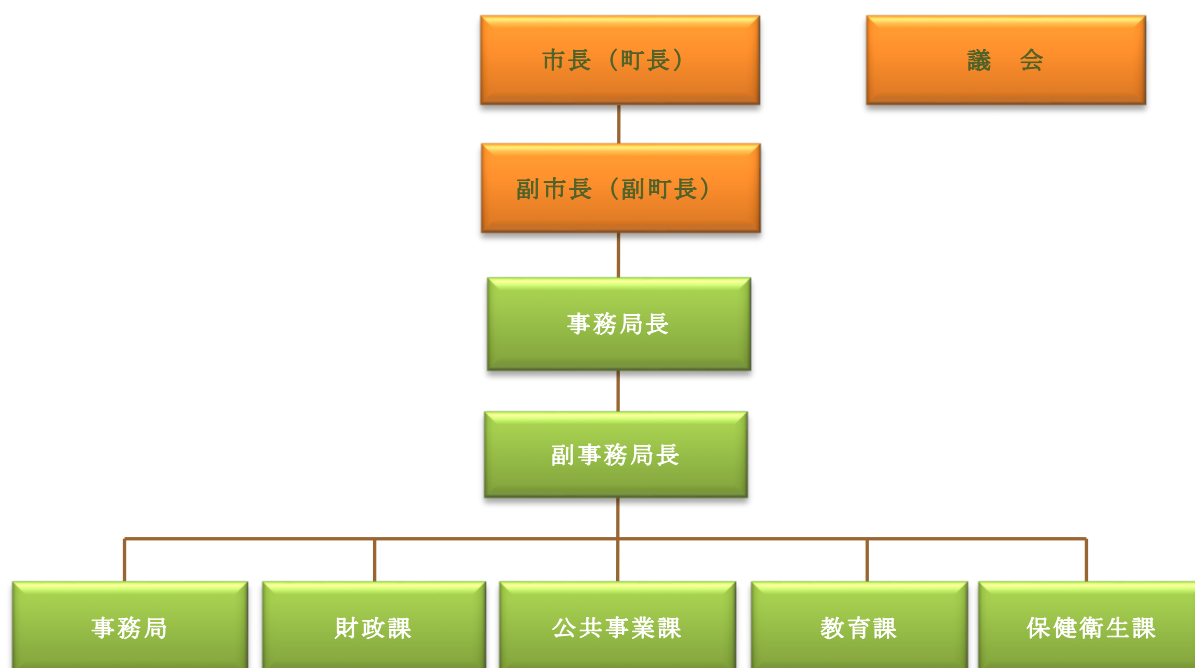
に区分される。県自治体（オボチョー）と同様に法人格を有し、所轄内の直接徴税権を持つ。

首長（Mayor）による執行機関と立法機関の議会とで構成される。なお、①大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び②市自治体（テッサバン・ムアン）は県知事（Governor）の管理・監督を、③町自治体（テッサバン・タムボン）は郡長（Chief District Officer）の管理・監督を受ける。

【表 9：市町自治体（テッサバン）の区分、設置基準及び自治体数】

区 分	人 口	歳 入	そ の 他	自治体数 (2016 年)
①大規模 市自治体 (テッサバ ン・ナコ ン)	50,000 人 以上	法に定められた 業務を行うのに 十分な額	十分な経済力と 社会発展能力を 持っていること。	30
②市自治体 (テッサバ ン・ムア ン)	10,000 人 以上	法に定められた 業務を行うのに 十分な額	県庁所在地の場 合、人口要件を満 たしていなくとも 市になる	178
③町自治体 (テッサバ ン・タムボ ン)	設置要件は特に示されていない			2,233

【図 10：市町自治体（テッサバン）組織図】



※この他にも必要に応じて関係課を設置することができる。

ア 執行機関

市町自治体（テッサバン）の最高責任者である市自治体長／町自治体長（Mayor）は、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は４年で何度でも再選可能である。

各市自治体長／町自治体長は、

- ① 法律や規則に関する政策策定
- ② 各自治体に関連する事業の承認

③ 副市自治体長／副町自治体長 (Deputy Mayor)、秘書官 (Secretary) 及び顧問 (Consultant) の任命及び解任

④ 条例案の提案

等の権限を持つ。

市自治体長／町自治体長の資格は、

① 30 歳以上であること

② 学士の単位又は同等の資格を持っていること又は国会議員、地方自治体の首長、地方議会の議員の経験があること

③ 議会から除名された経験がないこと

④ 各自治体の実施する事業に利害関係がないこと

とされている。

市自治体長／町自治体長は、その職務を補佐する副市自治体長／副町自治体長を議員でない者の中から任命することができる。人数は、自治体の区分により以下のとおりとなっている。

【表 10：副市自治体長／副町自治体長の定数】

区 分	定 数
大規模市自治体 (テッサバン・ナコン)	4 人以下
市自治体 (テッサバン・ムアン)	3 人以下
町自治体 (テッサバン・タムボン)	2 人以下

事務局長 (Municipal Clerk: Palad (タイ語ではパラッドと呼ばれる)) は、市町自治体職員の監督権を持ち、市町自治体 (テッサバン) の日常業務の責任者として、首長が指示する業務や関係諸法令により定められた業務を行う。事務局長は事務方の最高位の職位である。

イ 議会

議会は、

① 条例案の承認

② 予算案の承認

③ 開発計画案の承認

④ 執行機関の監視

等を行う。

議会を構成する議員は、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は 4 年で何度でも再選可能である。

議員の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
 - ② 議会が解散したとき
 - ③ 死亡したとき
 - ④ 辞職したとき
 - ⑤ 法律に違反したとき
 - ⑥ 議員の資格の喪失したとき
 - ⑦ 議会において除名決議がされたとき
 - ⑧ 選挙権を有する住民の 3/4 以上の辞職を求める署名が集められたとき
- などとされている。

議長と副議長は議員間の互選により選出され、県知事（Governor）の任命を受ける。

議会の定例会は 4 回以内開催され、会期は 30 日以内である。必要に応じて臨時会を開催することができるが、その際は県（チャンワット）に申請し、会期は 15 日以内である。

議員定数は、自治体の区分により異なり、下表のとおりとなっている。

【表 11：市町自治体（テッサバン）の議員定数】

区 分	議員定数
大規模市自治体（テッサバン・ナコン）	24 人
市自治体（テッサバン・ムアン）	18 人
町自治体（テッサバン・タムボン）	12 人

ウ 担当事務

1953 年市町自治体法において、市町自治体が必ず行わなければならない義務的業務と必要に応じて行う選択的業務が規定されている。

【表 12：義務的業務と選択的業務（○は義務的業務、△は選択的業務を示す。）】

市町自治体の業務	大規模市	市	町
住民の安全・秩序の維持	○	○	○
道路及び河川の設置及び維持管理	○	○	○
道路・歩道・公共用地の清掃、廃棄物・下水処理	○	○	○
伝染病の予防及び鎮静	○	○	○
消防活動用機材の整備	○	○	○
教育の提供	○	○	○
女性、児童、青少年、高齢者及び身体障害者の発展促進	○	○	○
伝統、芸術、文化及び知的財産の保存	○	○	○
清潔な水、安全な飲料水の供給	○	○	△
共同墓地及び火葬場の設置	○	○	△

食肉処理場の設置	○	○	△
診療所の設置及び維持管理	○	○	△
排水路の設置及び維持管理	○	○	△
電気の供給及び維持管理	○	○	△
質屋又は地方債銀行の設置	○	○	—
母子福祉の提供	○	△	—
健康に必要な活動の提供	○	—	—
食料品店、娯楽施設等における保健衛生管理	○	—	—
住居及び荒廃地の整備	○	—	—
市場、港、橋脚の設置	○	△	△
都市計画及び建築管理	○	—	—
観光推進	○	—	—
病院の設置及び維持管理	○	○	△
公共施設の設置	△	△	—
公衆衛生に必要な活動の提供	△	△	—
職業訓練学校の設置及び助成金の支給	△	△	—
スポーツ施設の設置及び維持管理	△	△	—
公園、動物園やレクリエーション施設の設置及び維持管理	△	△	—
荒れた土地の整備及び衛生管理	△	△	—
その他法律に定められた事務	○	○	○

出典（タイ内務省地方自治振興局提供資料「Thai Local Government」を加執修正）

※その他、議会や知事、郡長、中央政府により行うべきとされた業務を行う。

エ 歳入と歳出

歳入と歳出の区分は、以下のとおりとなっている。

【表 13：歳入及び歳出区分】

歳 入	歳 出
税	給料
免許料・罰金	賃金
資産収入	その他報酬
施設収入	雑支出
事業収入	原材料費
公債・貸付収入	設備費
政府・法人等からの貸付金	土地・建物等の購入・借上げ
政府及び県自治体からの補助金	補助金
寄付	委託費
その他	

(3) タムボン自治体（オボトー：Sub-District[Tambon]Administrative Organization:SAO/TAO）

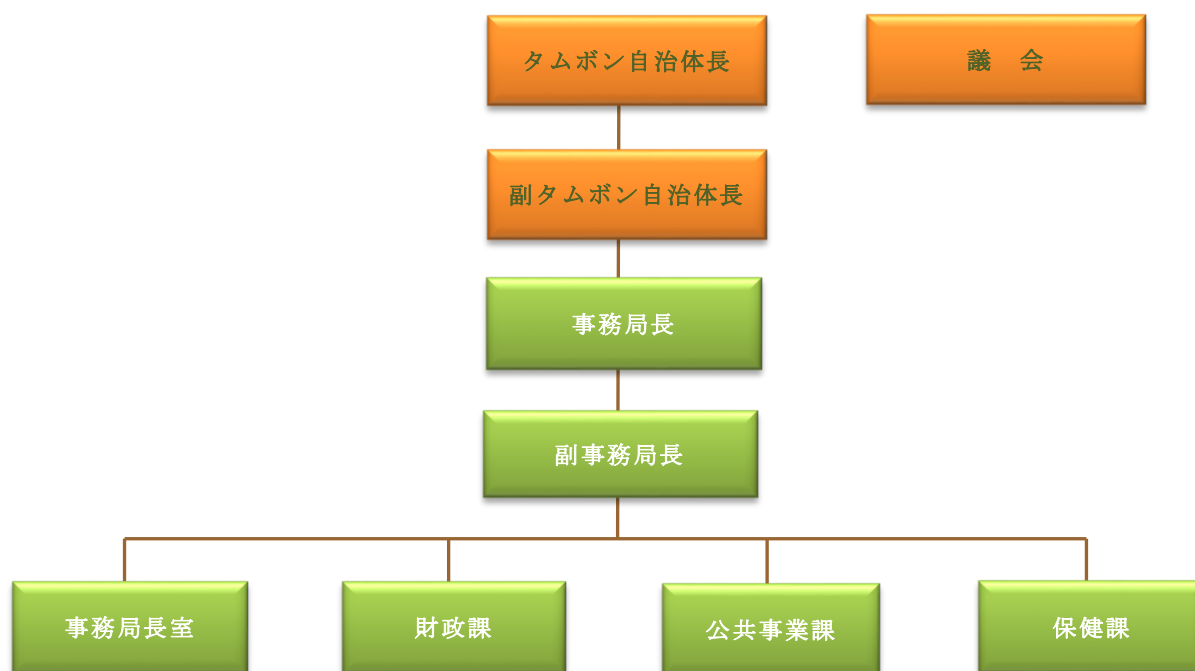
タムボン自治体（オボトー）は、地方自治体としての最小単位であり、農村部に設置され、全国に 5,334 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。法人格を有し、所轄内の直接徴税権を持つ。

歴史的な成り立ちに拠ると、国による地方行政（Provincial Administration）の郡（アンプー）の管轄下にあった行政区（タムボン）が、地域行政の必要性和その発展に伴い、地方自治体による地方行政（Local Administration）のタムボン自治体（オボトー）に格上げされるという変遷をしてきている。

現在のタムボン自治体（オボトー）には、1994 年タムボン評議会及びタムボン自治体法を根拠としタムボン自治体長（Chief Executive）を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

タムボン自治体（オボトー）は、郡長（Chief District Officer）の管理・監督を受ける。また、タムボン自治体（オボトー）は財政的に非常に厳しく、現在においても県自治体（オボチョー）のサポートを受けている。

【図 11：タムボン自治体（オボトー）組織図】



※この他にも必要に応じて関係課を設置することができる。

ア 執行機関

タムボン自治体（オボトー）の最高責任者であるタムボン自治体長は、管内に居住し選挙権を持つ住民により選出され、任期は 4 年である。再選は何度でも可能。

タムボン自治体長は、

- ① 法律や規則の執行
- ② 開発計画案の策定
- ③ タムボン自治体（オボトー）の義務的業務の履行
- ④ 職員の管理・監督

等の権限を持つ。

行政の実務面での責任者は事務局長（Chief Administrator: Palad（タイ語ではパラッドと呼ばれる。））である。

構成される村の数、歳入の規模によって、その規模は異なるが、タムボン自治体（オボトー）の中で最小規模なものは、常勤職員として事務局長、財政課長、公共事業課長のわずか3名である場合もある（この他に契約職員（常勤、非常勤）も働いている）。

イ 議会

議会は、

- ① 予算案の承認
- ② 開発計画案の承認
- ③ 執行機関の監視

等を行う。

議会を構成する議員は、管内に居住し選挙権を持つ住民により選出され、その任期は4年である。

議員の資格は、

- ① 選挙の日の一年前から管内の住民であること
- ② 高いモラルを持っていること
- ③ 犯罪履歴や法律違反をしたことがないこと

とされている。

議員の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
- ② 議会が解散したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 辞職したとき
- ⑤ 適切な理由なく議会の会議を3回続けて欠席したとき
- ⑥ 6か月以上継続して選挙権がある住民でなくなったとき
- ⑦ 立候補者の資格がなくなったとき
- ⑧ 議会において除名決議がされたとき
- ⑨ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集められたとき

などとされている。

議員定数は、タムボン自治体内の各村からその人口に関わらず2名ずつ選出さ

れることとされているため、タムボン自治体内の村の数による。ただし、タムボン自治体内に2つの村（ムーバーン）しかない場合は各村（ムーバーン）から3人まで選出される。議会は議員間の互選により議長1名と副議長1名を選出する。定例会は毎年度4回以内で開催され、会期は15日以内である。タムボン自治体長、議長、半数以上の議員の要請により臨時議会を開催することができる。

ウ 担当事務

1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法において、タムボン自治体が必ず行わなければならない義務的業務と必要に応じて行う選択的業務が規定されている。

【表 14：義務的業務及び選択的業務の内容】

義務的業務	選択的業務
道路及び河川の設置及び維持管理	清潔な水、安全な飲料水及び農業用水の供給
道路・歩道・公共用地の清掃、廃棄物・下水処理	電気の供給及び維持管理
伝染病の予防及び鎮静	排水システムの設置及び維持管理
災害防止及び災害救助	集会所、運動場、レクリエーションの場、公園の設置及び維持管理
教育、宗教及び文化の促進	農業協同組合の設置及び振興
女性、児童、青少年、高齢者及び身体障害者の発展促進	管内産業の発展
環境保護	地元の雇用機会の創出
芸術、文化及び知的財産の保存	公共資産及び公共施設の維持管理
予算配分による政府の指示、命令による行うべき業務	公共施設及び公共施設による利益の創出
—	市場、港及び橋脚の設置
—	商業の発展
—	観光推進
—	都市計画の策定

2 特別地方自治体

首都バンコク都及びチョンブリ県のパッタヤ特別市が、内務省直轄の特別自治体として位置付けられている。

バンコク都については、1971年にバンコク県とバンコク特別市等の2県2市が大合併した後、1975年のバンコク都行政組織法を根拠に特別自治体として位置付けられた。

また、パッタヤ特別市については、観光地であったパッタヤ特別市の観光開発を進める1978年のパッタヤ特別市行政組織法により特別自治体として位置付けられた。

特別自治体を持つ他の地方自治行政の組織と異なる権能については、次章第1節及び第2節にて後述する。

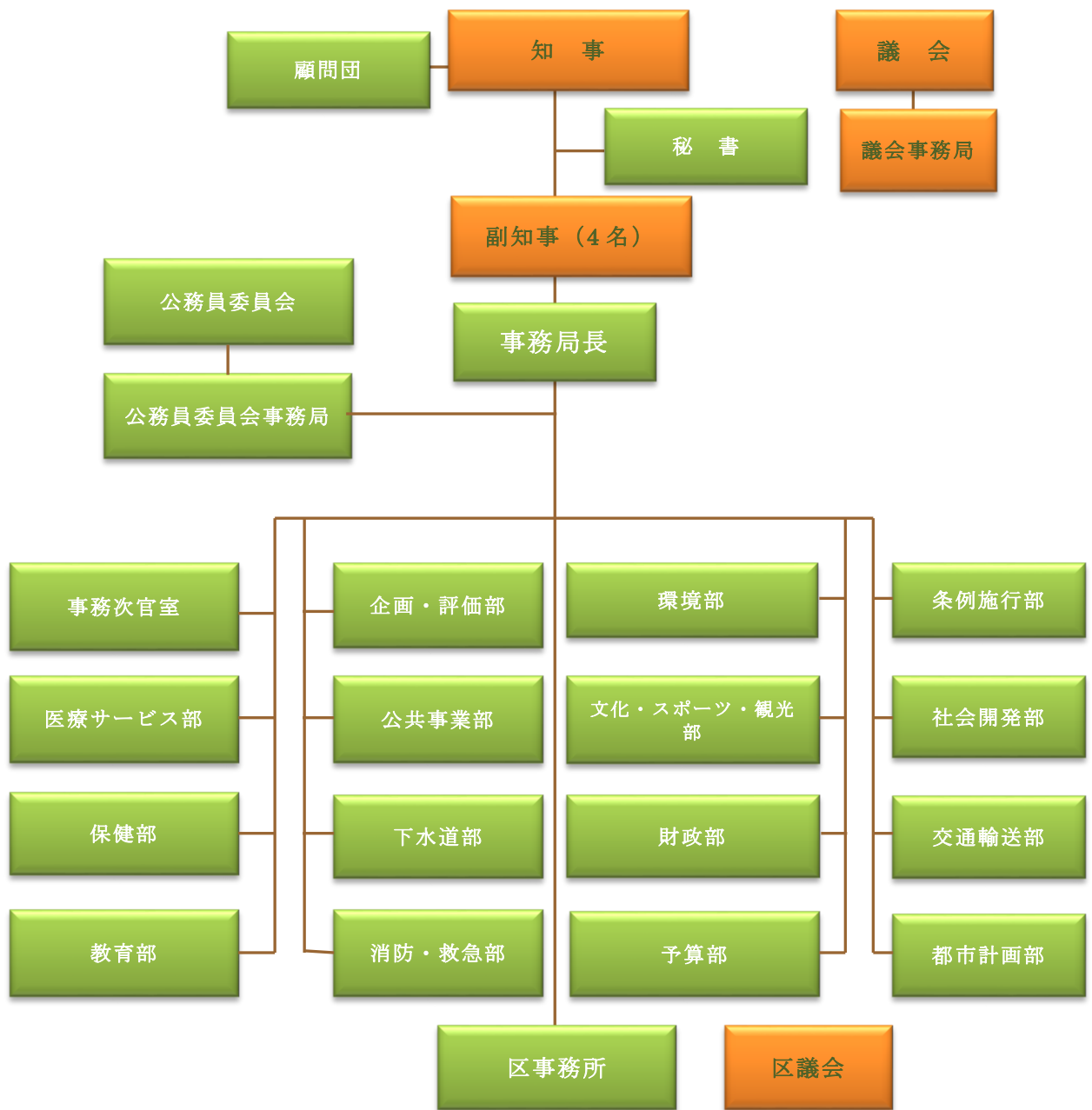
第3章 地方自治体の実例

第1節 バンコク都（特別地方自治体）

正式名称	バンコク都（クルンテープ・プラマハーナコーン・アモーンラッタナコーシン・マヒンタラーユッタヤー・マハーディロックポップ・ノッパラット・ラーチャタニーブリーロム・ウドムラーチャニウェートマハーサターン・アモーンピマーン・アワターンサティット・サッカタッティヤウィサヌカムプラシット） Bangkok Metropolitan Administration : BMA タイ語で「クルンテープ」といい、「天使の都」を意味する。
シンボル	 タイの神話に出てくる、天体の状態を意味する4つの象牙をもつ白い象の上に座り3つの刃を持ち、アマラ神殿を守っているプラ・インダトラの姿を表している。これは住民の福祉を増進するため、プラ・インダトラのように、知事が都市を率いてリーダーシップを発揮することを象徴している。
位 置	タイの中心部（北緯13度44分、東経100度34分） （日本の首都東京からの距離は約4,600km）
面 積	1,568.737 km ²
人 口	5,686,252 人（2013年）
姉妹都市	福岡県、千葉県八千代市

バンコク都はタイの首都で、1975年バンコク都行政組織法を根拠としており、知事を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

【図 12： バンコク都組織図】



出典（バンコク都 HP）

1 執行機関

知事は、都民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で2期まで再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

業務として、

- ① 政策策定
 - ② 管理監督
 - ③ 命令・許認可
 - ④ 4名以下の副知事、4名以下の知事秘書官及び9名以下の顧問の任命及び解任
 - ⑤ 条例案の提案
- を行う。

知事は、内務大臣の監督を受ける。バンコク都知事の権限は大きく、首相指示による内務大臣経由の行政事務以外のほとんど全ての意思決定が可能である。

2 議会

議員は、都民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は60人で、業務として

- ① 条例案の承認
 - ② 報酬や予算案の承認
- を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

バンコク都は5つの商業区から成っており、効率的な行政サービスを提供するため50の区に分けられる。各区には知事の任命による区長がおり、区議50人による区議会も設置されている。区議会議員は住民の直接選挙により選出される。

区は都の執行部としての役割を担い、現在の軍事政権下では区議の選挙は行われていない。

3 歴史

「クルンテップ・マハ・ナコン (Krung Thep Maha Nakhon)」が1782年にタイの首都として設立された。国の統治機構は、1894年から1906年のラーマ5世の統治間に「モンソン (Monthon)」と呼ばれる多くの地域に改編された。バンコクは都市省管理下の「モンソン・クルンテップ (Monthon Krung Thep)」という地域の中にあった。1922年に都市省が内務省と合併し変更された「モンソン」のシステムのもとで、バンコク行政は1932年まで続いた。1933年に、タイ行政法と地方行政法

の2つの法律が制定され、これらの法律の下、バンコクはクルンテップ州と呼ばれるようになった。1971年にクルンテップ州とチョンブリ州が「クルンテップ・チョンブリ都市」という単一の州に合併され、同時に、バンコク市とチョンブリ市が「都市自治体」として合併された。1972年にこの「クルンテップ・チョンブリ都市」、「クルンテップ・チョンブリ州」、「都市自治体」と「衛生区」が合わさり、現在の「バンコク都」が形成された。こうしたことからバンコク都は他の地方自治体とは違う特別な地方自治体として位置付けられている。

4 担当事務

バンコク都の主な業務は、次のとおりである。

- ①法秩序の維持
- ②災害対策
- ③都市計画の策定
- ④インフラ整備
- ⑤住環境の整備
- ⑥公衆衛生
- ⑦社会福祉
- ⑧医療の提供
- ⑨教育の提供
- ⑩雇用促進
- ⑪環境保全
- ⑫観光推進
- ⑬文化芸術の振興・保存
- ⑭各種登録

5 その他

職員採用に関して、バンコク都は、他の県自治体（オボチョー）について中央政府が一括して採用を行っているのとは異なり、バンコク都のみの採用試験により採用を行っている。各部署に空きができると、その職種にて職員の募集が行われる。そのため、職員は採用された部署にて継続的に勤務を行い、基本的には大きな異動はない。ただし、一定以上の管理職になると部署を超えた異動の対象となる。

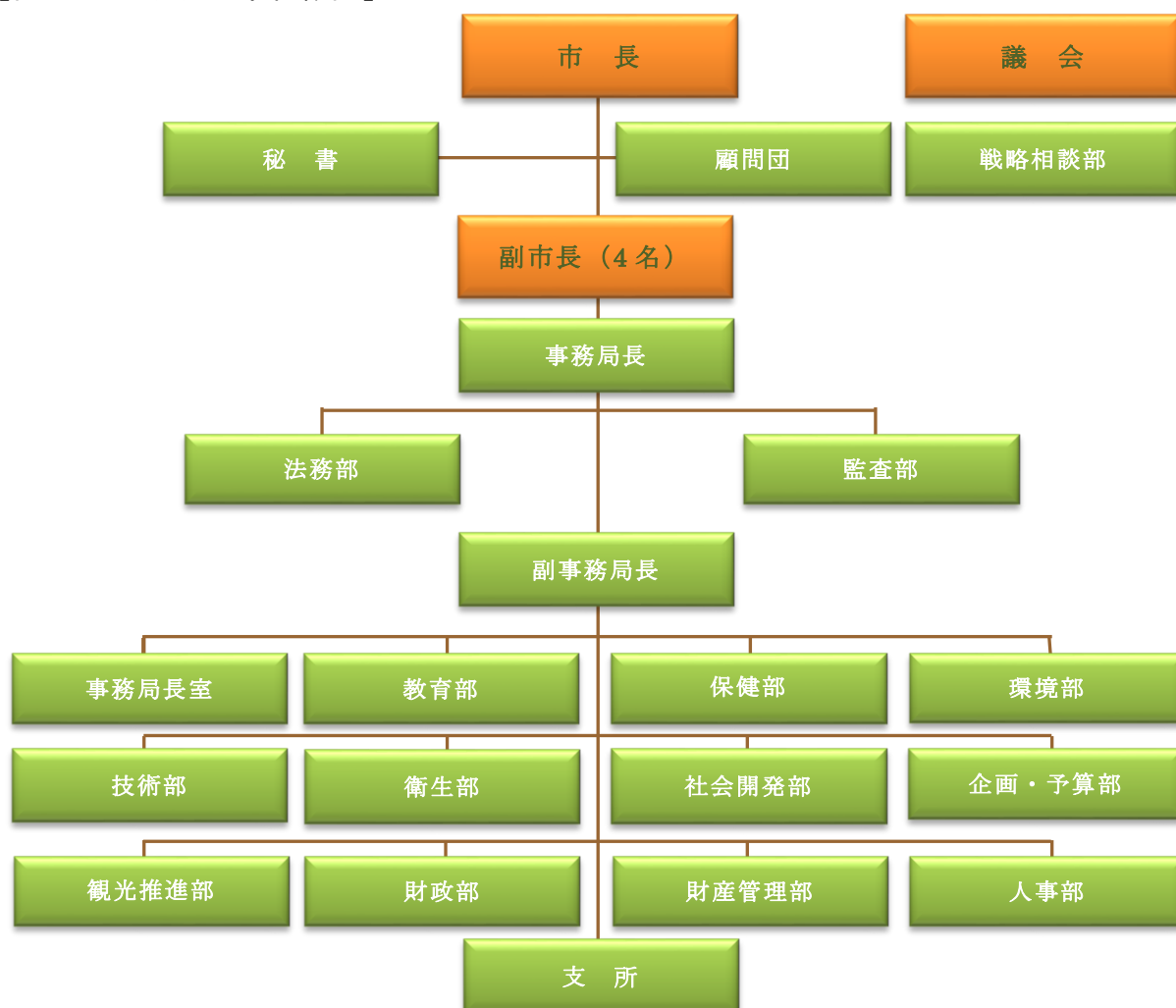
職員採用に関しては第3編に内容を記載予定。

第2節 パッタヤ市（特別地方自治体）

正式名称	パッタヤ市 PATTAYA City
シンボル	 2つの同心円は、「パッタヤ市の継続的な発展」を、古代兵士が崖の上で馬に乗っているのは、「独立」を、その背後にある浜、海、島は、「パッタヤ市を取り巻く環境」を意味している。
位置	タイの東部（北緯 13 度、東経 101 度）
面積	208.10 km ² （土地部 53.44 km ² 、海面部 154.66 km ² ）
人口	115,840 人（2015 年） ※未登録の住民数推定：約 40 万人~50 万人

パッタヤ市は、1978 年パッタヤ市行政組織法を根拠としており、市長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

【図 13：パッタヤ市組織図】



出典（パッタヤ市 HP）

1 執行機関

市長は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で2期まで再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

業務として、

- ① 政策策定
- ② 管理監督
- ③ 4名以下の副市長、4名以下の市長秘書官及び5名以下の顧問の任命及び解任
- ④ 条例案の提案
- ⑤ 内閣、大臣、知事や法律によって委任された業務を行う。

また、市長は議員以外の者で法に定める一定の要件を満たす者1名を、議会の承認を得た上で、事務局長に任命することができる。事務局長は、2名以下の副事務局長を任命することができる。

2 議会

議員は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は24人で、業務として

- ① 条例案の承認
 - ② 報酬や予算の承認
- を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

3 歴史

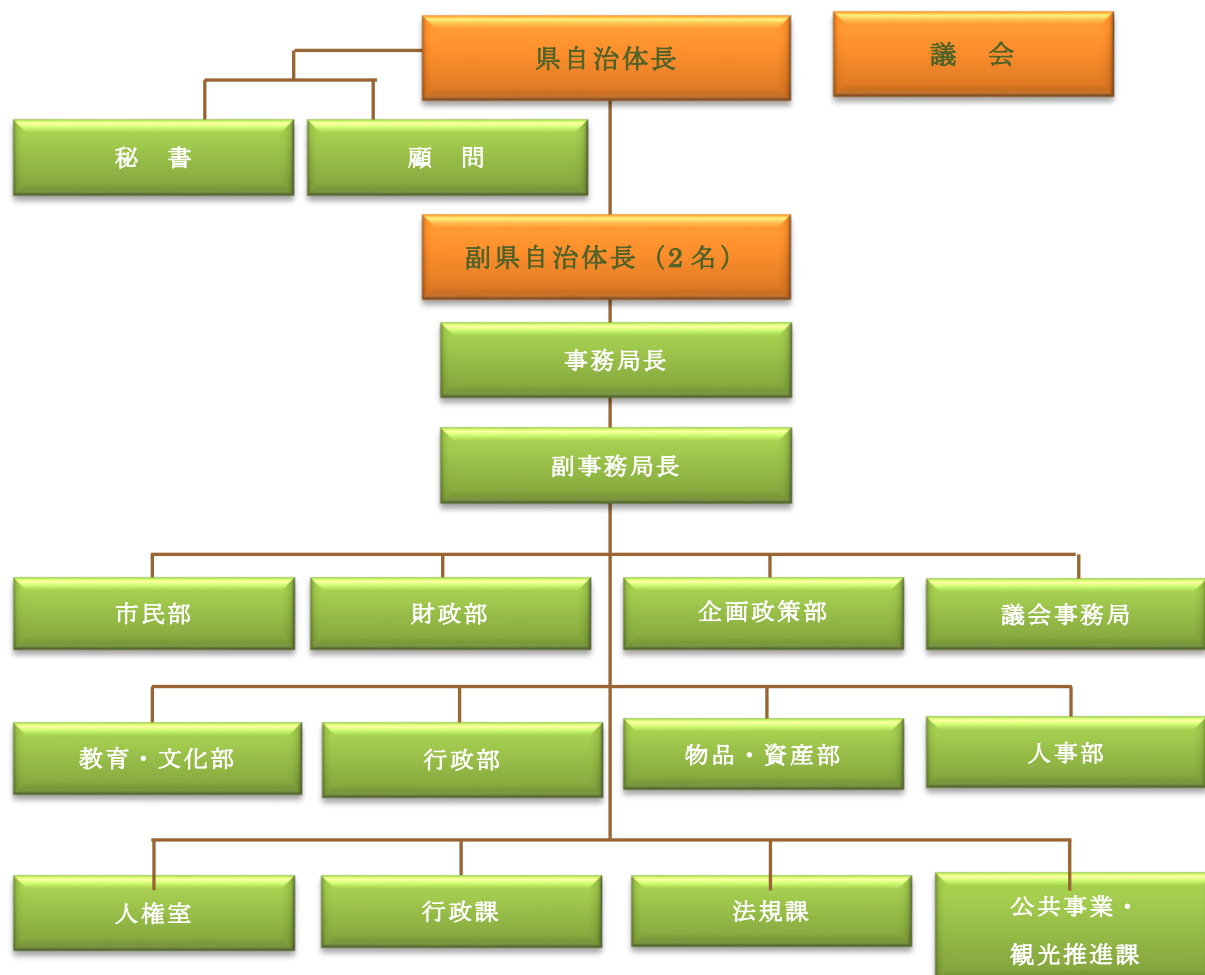
パッタヤ市は、人口増と労働力の移転、国内外の観光客の増加により、市の構造が急速に変化した。市の急激な成長により政策運営や管理に問題を生じることとなった。加えて、政府はパッタヤを重要な観光都市として位置付けており、市が直面する問題の解決や未来の成功に向けた支援のために、特別地方自治体の制度が提案された。政府は、1978年までにパッタヤ・タウンで実施する特別地方議会法を制定した。この法律により、1999年まで、パッタヤ市はシティマネージャー制度で統治された。シティマネージャー制度では、市長は選挙で選ばれ、市長は議長としての役割も兼務し、事務レベルのマネジメントは事務局長を任用し行った。市は首都圏の地方自治体と同等とみなされた。

第3節 スコータイ県自治体

正式名称	オボチョー スコータイ Sukhothai Provincial Administration Organization
シンボル	 スコータイ王朝 3 代目の王ラムカムヘーンが台座に座り、住民、平和、王国の繁栄を象徴している。
面積	6,596.092 km ²
人口	601,017 人（2015 年）

スコータイ県自治体は、1997 年県自治体法を根拠としており、県自治体長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

【図 14：スコータイ県自治体機構図】



出典（スコータイ県自治体提供資料）

1 執行機関

県自治体長は、県民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

業務として、

- ① 政策策定
- ② 管理監督
- ③ 2名以下の副県自治体長、4名以下の県自治体長秘書及び5名以下の顧問の任命及び解任
- ④ 条例案の提案
- ⑤ 内閣、大臣、知事や法律によって委任された業務を行う。

また、県自治体長は議員以外の者で法に定める一定の要件を満たす者1名を、議会の承認を得た上で、事務局長に任命することができる。事務局長は、2名以下の副事務局長を任命することができる。

県自治体長の資格は、①30歳以上であること、②大学卒業以上であること。ただし、他の県自治体で議員の経験があればこの限りでない、③県自治体の業務経験が5年以上であることなど。

県自治体長の解任条件は、

- ① 任期満了
 - ② 死亡
 - ③ 辞職
 - ④ 法律違反
 - ⑤ 中央政府（内務省）から辞職勧告があったとき
 - ⑥ 刑務所へ収監されたとき
 - ⑦ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集まったとき
- などとされている。

2 議会

議員は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は30人で、業務として

- ① 条例案の承認
- ② 報酬や予算案の承認

を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

3 スコータイ県自治体内の行政機関数

【表 15: スコータイ県自治体内の国による地方行政 (Provincial Administration) の事務所数】

区 分	事務所数 (2016 年)
郡 (アンプー)	9
行政区 (タムボン)	86
村 (ムーバーン)	843

【表 16 : スコータイ県自治体内の地方自治体行政 (Local Administration) の自治体数】

区 分	自治体数 (2016 年)
県自治体 (オボチャー)	1
市町自治体 (テッサバン)	21
大規模市自治体 (テッサバン・ナコン)	0
市自治体 (テッサバン・ムアン)	3
町自治体 (テッサバン・タムボン)	18
タムボン自治体 (オボトー)	69
中規模なもの	5
小規模なもの	64

第4節 シーサケート県自治体及びシーサケート県

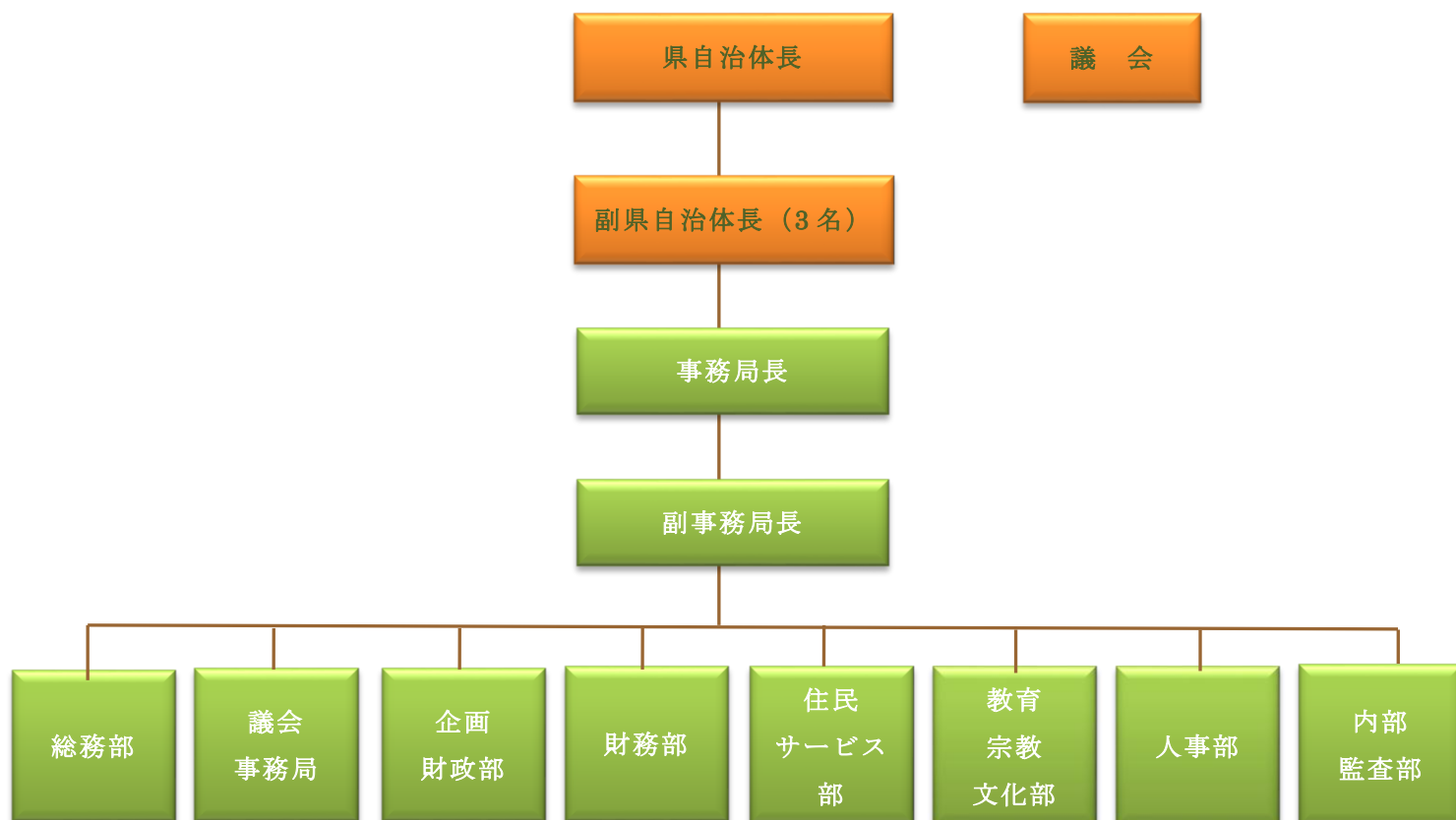
正式名称	オボチョー シーサケート Sisaket Provincial Administration Organization : PAO
シンボル	 スリン県、ローイエット県、ヤソートーン県、ウボンラーチャターニー県と接し、タイ東北部（イーサーン）に位置。カンボジアとの国境を有し、クメール遺跡も数多く残る。 県の花は「ラムドゥアン」
位置	タイ東北部（イーサン地域）（北緯 15 度 7 分、東経 104 度 19 分）
面積	8,840 km ²
人口	1,468,798 人（2016 年）

1 シーサケート県自治体

シーサケート県にある地方自治行政（Local Administration）の県自治体（オボチョー）である。1997 年県自治体法を根拠としており、県自治体長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

以下、シーサケート県内の県自治体について記載する（数値は調査時の 2016 年 7 月時点）。

【図 15：シーサケート県自治体組織図】



シーサケート県自治体聞き取り

(1) 執行機関

県自治体長は県民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。副県自治体長は3名で、県自治体長により任命される。事務局長1名、副事務局長3名。

(2) 議会

議員は、住民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は36人で、業務として

① 条例案の承認

② 報酬や予算案の承認を行う。議員間の互選により議長1名と副議長を選出する。

議会の定例会は4回以内開催され、会期は30日以内である。必要に応じて臨時会を開催することができる。

(3) 歳入（シーサケート県自治体聞き取り）

歳入に関しては、中央政府からの補助金86%、自己財源14%である。県自治体が直接住民から徴収する主な税金としてはホテル税、たばこ税等があるが、年間100万バーツにも満たない程度である。自主徴収する財源と中央政府からの補助金を合わせても現状予算が多いとは言えない。中央政府からの補助金は人口や自主徴収する税金の額によって決まっており、日本の地方財政制度とは異なり、税収入が少ない地方自治体には、それに応じた補助金しか交付されない（補助金及び税の仕組みについては、第2編第3章及び第4章を参照）。つまり、税収入が多い県自治体には中央政府が徴収した税金が地方へ再分配される際には多く配分され、税収入の少ない県自治体（オボチョー）には相応の分配しかされないシステムとなっている。

(4) 県内の他自治体との関係（シーサケート県自治体聞き取り）

県自治体（オボチョー）は、市町自治体（テッサバン）とタムボン自治体（オボトー）の間をつなぐ役割をしている。市町自治体（テッサバン）はある程度経済発展しているため、自治を行うことができるが、タムボン自治体（オボトー）は規模が小さいため、サポートが必要となり、サービスが重なる部分が存在する。法律上、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）の間に管理監督の関係はないが、タムボン自治体が出来ない部分を県自治体（オボチョー）が補完している。タムボン自治体（オボトー）に対して、財政支援や事業・施策を共同に行い、財政の乏しいタムボン自治体（オボトー）を支援している。

2 シーサケート県

県（チャンワット）は、既に述べたとおり、国による地方行政（Provincial Administration）で中央省庁の出先機関の集合体であり、県（チャンワット）の職員は全て中央省庁から出向している職員であり、当該職員の採用は中央省庁の試験になる。

シーサケート県は同県内の県自治体（オボチャー）、大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び市自治体（テッサバン・ムアン）を管轄し、シーサケート郡は町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体（オボトー）を管轄している。

県庁や郡役所の役割は、住民への直接サービスではなく、地方自治体行政（Local Administration）を指導・管理監督することが目的である。すなわち、シーサケート県自治体、シーサケート市町自治体及びシーサケートタムボン自治体の行政事務について指導・管理監督を行っている。

【表 17 シーサケート県内の地方自治体行政（Local Administration）の自治体数】

区 分		自治体数（2016 年）
県自治体（オボチャー）		1
市町自治体（テッサバン）		37
	大規模市自治体（テッサバン・ナコン）	0
	市自治体（テッサバン・ムアン）	2
	町自治体（テッサバン・タムボン）	35
タムボン自治体（オボトー）		179

(1) 県知事と職員

県知事は、内務省から派遣されており等級は 10（内務省の局長級）である。郡長は、その規模によって変わるが、等級 8、9 の内務省の職員（内務省の課長級～副局長級）が務める。各中央省庁の出先機関と位置付けられ、県（チャンワット）の職員は全て国の各省庁から派遣された職員で構成されている。内務省地方自治振興局（DLA）の職員は、現在 62 人いる。

(2) 地方自治振興局からの職員の役割及び管理・監督内容

地方自治振興局（DLA）からの職員の役割は、県自治体（オボチャー）や市町自治体（テッサバン）の管理・監督・審査等である。特に、国の規則に従って地方自治を行っているかどうかをチェックしている。具体的には、収入の 40%以上を給料（人件費）に使ってはいけないという規定があるが、その規定を守っているかどうか、中央政府からの補助金を目的以外の不適切な事業に利用していないかどうか、などである。県自治体（オボチャー）や市町自治体（テッサバン）が住民本位のあまり、中央政府の定めたルール以外の自治を独自に行う恐れがあり、そういつ

たことがないよう、県（チャンワット）や郡（アンプー）が管理・監督を行っている。

県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）が行う事業の中には、県（チャンワット）に申請をして許可を得る必要がある事業がある。一方で、県（チャンワット）が許可していない事業を県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）が行うこともあり、そのような事業については、県（チャンワット）は責任を負わない。

予算の執行は、県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）で行うが、県（チャンワット）は事業実施と予算執行の確認のため、年2回地方自治体に対して監査を行う。特に、中央政府からの補助金は県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）の収入の約90%近くを占めるため、その資金の使途の管理が重要である。自己徴収した財源が多い地方自治体に対しては多くの管理は必要としないが、中央政府の補助金が多い自治体については、県（チャンワット）がきちんと自治体を管理する必要がある。

3 県（チャンワット）から見た県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）〈シーサケート県聞き取り〉

県自治体（オボチョー）の職員が、現在のタイの地方自治に関して課題と思うことは、タイはマニュアルベースで仕事を行うのではなく、人ベースで仕事を行っている色合いが強いことであるため、同一県内であっても、それぞれ県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）により、住民サービス、中央政府主導業務の進め方が大きく異なっている。また、担当者による能力の差が大きく、進め方にバラツキがある。そして、県自治体（オボチョー）とタムボン自治体（オボトー）で同じような業務を行っていることも多々あり、そういった部分の管理や調整がまだまだ必要な地域が多い。全体的な住民サービスの統一性、そして逆に地域に合ったサービス構築の必要性、法律に基づき県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）が適切な行政事務を行っているのか、総合的な視点で管理していく必要がある。

4 県自治体（オボチョー）から見た県（チャンワット）〈シーサケート県自治体聞き取り〉

中央政府からの補助金を使って行う事業、説明が必要な事業について、県（チャンワット）に出向いて説明を行う必要がある。中央政府からの事業や説明すべき事業の場合はその進め方、予算の執行に関して報告を行っている。県自治体（オボチョー）の予算を使う独自事業に対して事業実施の可否を直接判断されることはないが、進め方や予算の使い方に関して指導を受ける場合もある。県自治体（オボチョー）から県（チャンワット）に対して予算要求をすることはない。予算はそれぞれの事業を管轄する中央省庁の部署に要求することとなっている。県（チャンワット）は、独自

予算を持っておらず、中央政府の各省庁の各事務所が事業実施の予算を握っている。事業の計画や実施に対して、県（チャンワット）は県自治体（オボチョー）を管理しているが、県自治体（オボチョー）の予算を使い中央政府の進める事業を行うよう求めることもある。

また、県（チャンワット）と県自治体（オボチョー）間の役割分担が不明確な部分もある。法で業務の内容について定めているが、実質的には、業務の差がないため、二重行政が生まれる可能性がある。例えば、県（チャンワット）と県自治体（オボチョー）の役割として、法に「教育を提供すること」という大枠のみ記載されているが、それは小学校なのか中学校なのか、どのような教育を分担するのかなど具体的な区分がされているわけではない。どちらも教育を提供するという役割を担い区分が不明確な部分が存在する。

県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）から見ると、県（チャンワット）の職員は中央政府の方針・施策を地方に伝え、地方からの事業について本省に伝えるなどメッセンジャーとしての役割が強い。また、事業に関しては事業主体ではないものの、レクチャーや指導を行う立場で、予算についても監査を行い、住民目線の地方自治を独自に行おうとする際に障害となっている場合があると考えられる。

第5節 シーサケート市自治体

正式名称	テッサバン ムアン シーサケート Sisaket Town Municipality
シンボル	 ラーマ1世の時代にシーサケートの歴史のストーリーの中で重要な役割を果たした女性シーサケートをシンボルとしている。 シーサケートとは「美しい髪の女性」を意味している。
位置	タイ東北部（イーサン地域）（北緯 15 度 7 分、東経 104 度 19 分）
面積	37 km ²
人口	42,352 人（2015 年） 男性 19,853 人：女性 22,499 人 住居：19,070 戸

シーサケート市自治体は、シーサケート県（チャンワット）にある基礎自治体である。1953 年市町自治体法を根拠としており、市長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

1 執行機関

市長は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は 4 年で何度でも再選可能である。また、住民投票や議会からの不信任案決議により解職請求が可能である。

業務として、

- ① 法律や規則に関する政策策定
- ② 事業承認
- ③ 3 名以下の副市長、市長秘書官及び顧問等アドバイザーの任命及び解任等を行う。
- ④ 条例案の提案

副市長は議員と兼務することができない。

なお、本レポート発行時点は軍事政権下であり、市長の任期が終わっても現在の市長がそのまま職務を継続する（バンコク都やパッタヤ市の場合は、公務員の上級職が首長の任期後、都知事や市長の代理として業務を行う）。

2 議会

議員は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は 4 年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は 18 人で、業務として

- ① 条例案の承認
 - ② 報酬や予算案の承認
- 等を行う。

議員間の互選により議長 1 名と副議長を選出する。

議会の定例会は 4 回以内開催され、会期は 30 日以内である。必要に応じて臨時会を開催することができるが、その際は県（チャンワット）に申請し、会期は 15 日以内である。

3 その他（シーサケート市自治体聞き取り）

シーサケート市自治体の収入は、大きく分けて 3 つある。

- ① 中央政府からの支援（人口によって受け取る額が変わる補助金）45%
- ② 中央政府によって徴税することが決められた税金 38%
- ③ 市自治体（テッサバン・ムアン）が自らの税率を決定することができる税金 15% がある（その他 2% の他の収入がある）。

② 中央政府によって徴税することが決められた自主財源とすることができる税金の種類として、家屋税（一般住宅に対しては課すことはなく、店を営む場合に課される。）、看板税（看板に対して課される。）、地方開発税等がある。

また、③ 市自治体（テッサバン・ムアン）が自ら税率を決定することができる税金は、

ア 切手

イ 交通違反

ウ 相続税

等が挙げられる。項目自体は、国によって規定されているが、税率や免許取得時の値段等、市自治体（テッサバン・ムアン）が自由に決めることができる。

シーサケート市自治体の人口は、住民登録がある者は約 4.2 万人であるが、正式に住民登録していない者が約 4 万人おり、実質約 8 万人である（学生等が住民登録をしていない場合が多い）。実質 8 万人近く生活しているが、住民登録人口が約 4 万人であるため、市町自治体（テッサバン）の中では市自治体（テッサバン・ムアン）と位置付けされる。

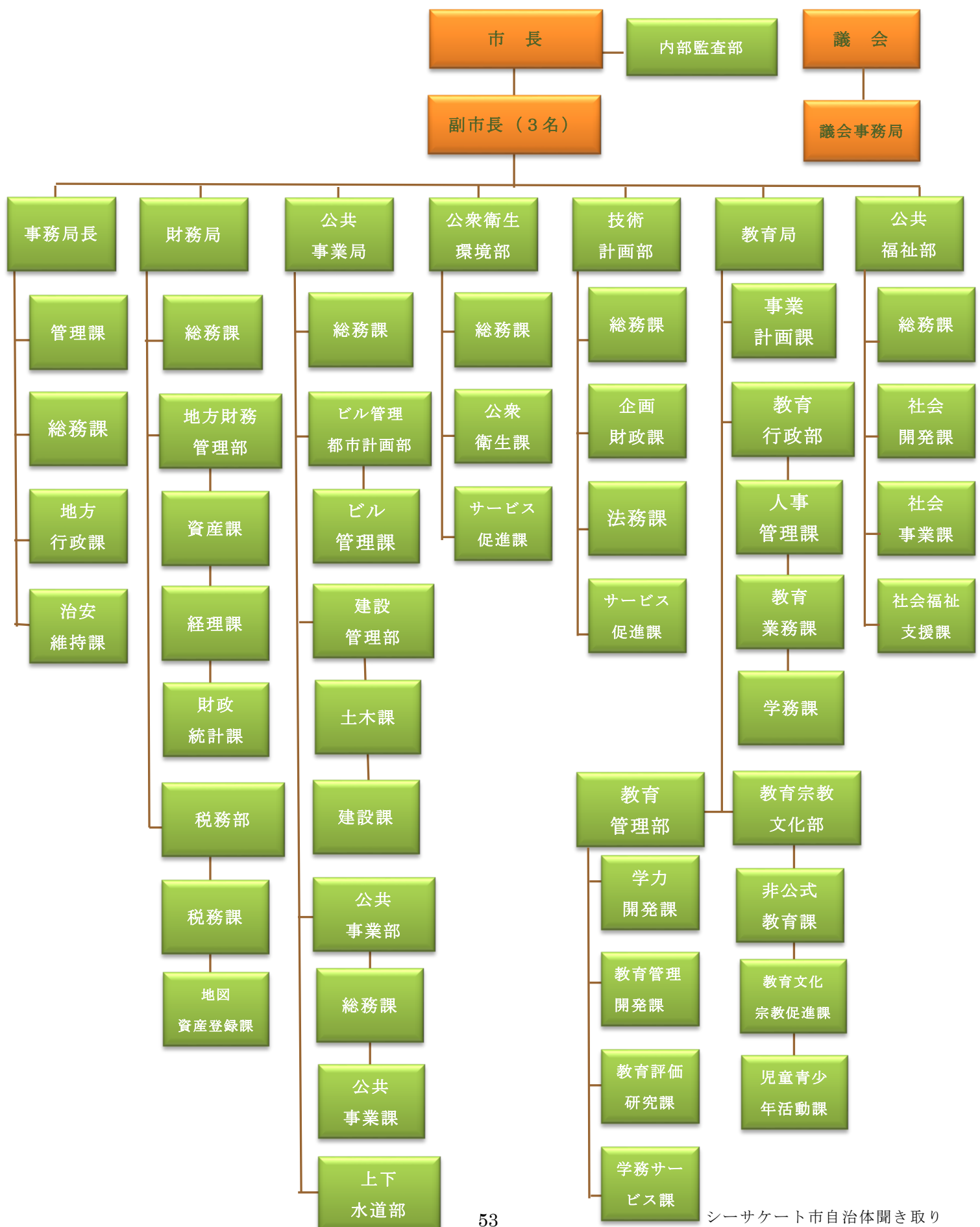
税の回収方法は振込みや直接納税であるが、税を納めない人に対しては、手紙等で再三催告し、それでも回収できない場合は、裁判所から手紙等にて催告し、裁判を行うこととなる。しかしながら、実際は裁判まで至ったケースはない。

ごみ処理問題や観光分野等広域的に行う業務はシーサケート県自治体を中心となり進めている。

シーサケート市自治体の職員は、公務員、準公務員を含めて、約 500 人となり、教員を含めると約 700 人となる。

職員の採用に関しては、シーサケート市自治体で独自に採用テストを行ったことはなく、地方レベルのテストに通った人を県自治体（オボチョー）から斡旋してもらうなどして採用している。

【図 16：シーサケート市自治体組織図】



第6節 ノンオータムボン自治体

正式名称	オボトー ノンオー Nong Ao Tambon Administration Organization
面積	74.8 km ²
人口	6,297 人（2015 年）

ノンオータムボン自治体は、1994 年タムボン評議会及びタムボン自治体法を根拠としており、タムボン自治体長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。人口の約 6 割が農業従事者である。

1 執行機関

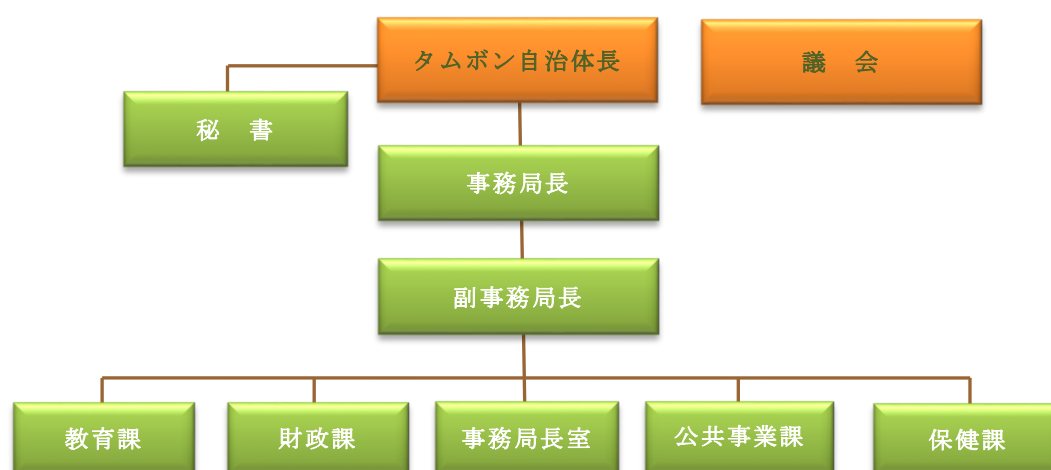
タムボン自治体長は、住民の直接選挙によって選出され、任期は 5 年である。秘書 1 名、事務局長 1 名、副事務局長 1 名。

2 議会

ノンオータムボン自治体内には 9 の村（ムーバーン）があり、各村から 2 人の議員が選出され、議員の任期は 4 年。

定例会は年 4 回（法律では 4 回以内）開催され、会期は 15 日間以内。その他臨時会もある。

【図 17：ノンオータムボン自治体組織図】



ノンオータムボン自治体聞き取り

【注釈】

- ¹ 戒厳令の下では、国軍が治安維持に関する全権を掌握。一方、治安維持に係る分野を除き、政府は平常通りの機能を維持する。
- ² 軍によるクーデターにより憲法（2007年憲法）が廃止され、国家平和秩序維持評議会（NCPO）が暫定憲法を発布。また、立法議会も廃止され、新たに設置された一院制の「国家立法議会」が上下両院の役割を果たす立法機関の役割を担っている。
- ³ 商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする場合には、入国に際してビザを取得する必要がない（在留期間は15日。ICAO標準のIC旅券を所持する者に限る。）。ただし、日本で報酬を受ける活動に従事する場合又は短期滞在の期間（90日）を超えて滞在する場合にはビザを取得する必要がある。
- ⁴ 901,525人（出典：日本政府観光局）
- ⁵ 産業革命の進む英国の都市行政にヒントを得て、準自治体としてバンコク南部に実験的に設置されたのが始まりであり、1908年の衛生区法の施行以降は多くの衛生区が主に農村部に設置され、市町自治体と同様に、道路や水路の建設、道路や公共の場所の清掃、水道、畜殺場、フェリー、消防の供給、ゴミ収集、街灯、保健等を担っていた。
- ⁶ 県（チャンワット）の県次官（Deputy Governor）や自治体監察官、郡（アンプー）の自治体監督担当官等の主要ポストも地方行政局からの派遣された官僚。

【参考文献】

1 書籍・論文・報告書等

- ・ 『タイ国経済概況（2014/2015 年版）』 バンコク日本人商工会議所（2015 年）
- ・ クレアレポート 160 号『タイの地方行政制度－地方の行政を中心に－』 財団法人自治体国際化協会（1998 年）
- ・ 『GET TO KNOW DOPA』 タイ内務省地方行政局提供資料（2014 年）
- ・ 『Thai Local Government』 タイ内務省地方自治振興局提供資料（2006 年）

2 Web site

- ・ 外務省 Web ページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1>
- ・ 内閣府 Web ページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/sekai-shusshou.html>
- ・ JETRO Web ページ
https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/basic_01.html
- ・ 在東京タイ王国大使館 Web ページ
http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com_content&view=article&id=86&Itemid=208
- ・ The World Bank Web ページ
<http://www.worldbank.org/>
- ・ ミラー財団 Web ページ
<http://www.themirrorfoundation.org/>
- ・ タイ内務省地方行政局 Web ページ
http://www.moi.go.th/portal/page?_pageid=814,1036627,814_1036653&_dad=portal&_schema=PORTAL
- ・ タイ内務省地方自治振興局 Web ページ
<http://www.dla.go.th/>
- ・ タイ内務省災害防止軽減局 Web ページ
<http://www.disaster.go.th/en/index.php>
- ・ タイ統計局 Web ページ
<http://web.nso.go.th/index.htm>
- ・ バンコク都 Web ページ
<http://www.bangkok.go.th/main/page.php?2-Bangkok%20Info>
- ・ パッタヤ市 Web ページ
<http://www.pattaya.go.th/history/%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B8%AA%E0%B8%A1%E0%B9%80%E0%B8%94-%E0%B8%88%E0%B8%9E%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%88%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%95%E0%B8%B2%E0%B8%81/?lang=en>
- ・ スコータイ県自治体 Web ページ
<http://www.sukhothai.go.th/sukhothai/index.php/th/position-name>

【執 筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

元所長補佐 梅澤 泰紀

元所長補佐 石井 秀典

【監 修】

元所長 橋本 憲次郎

所長 天利 和紀

元次長 鍋岡 崇

調査役 田中 里沙